

(資料) 配布資料集

(1) 10月31日 北海道 函館市

全国権利擁護支援ネットワーク北海道ブロック研修(日本財団研修)

権利擁護支援と国の動向

・令和6年10月31日(木)

・於:函館市亀田交流プラザ大会議室

全国権利擁護支援ネットワーク顧問・弁護士

国学院大学名誉教授

佐藤 彰一

意思決定支援という言葉は混濁しています

- 日本の意思決定支援の課題は、意思決定支援という日本語の定義が明確でないところにあります。そのため、以下のものがみんな意思決定支援だと言われることがあります。
- Substitute Decision Making, (これは代行決定)
- Supported decision making, (これが諸外国で使われる意思決定支援)
- Shared decision making (主に医療系で使われます)
- 後見制度は、これらの言葉が不用意に混在して使われる傾向があります。制度的にSupported decision makingとして明確に設計されているものは、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業だけ。障害者権利条約との関係では、この制度利用を促進すべきであるが、制度設計や予算措置が不十分で、今後の動向が不明確になっています。

意思決定支援の厚生労働省ガイドライン

- 意思決定が困難な人のためのSelf Advocacy 活動に関しては、意思決定支援ガイドラインが数種類、厚生労働省から公表されている。
- 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン 2020年10月 Mix
- 後見人向けのガイドラインです。
- 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン 2019年5月
(※身寄りがない場合の医療機関等の対応等に係る部分を除く、成年後見人むけガイドライン 医療同意権はないことを前提)
- 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン 2007年（2019年3月改訂） Shared
これは、医療関係者向けの意思決定支援ガイドラインである。
- 認知症の人の日常生活と社会生活に関する意思決定支援ガイドライン 2018年6月 Shared
- これは、認知症に関係する全国民向けのガイドラインである。
- 障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて 2017年3月 MiX
- これは知的障害者の施設従事者向けのガイドラインである。
- 比較表 <https://www.mhlw.go.jp/content/000689414.pdf>

「意思決定支援」をめぐる状況

1997

医療法改正

インフォームド・コンセントの理念

2006

2007

終末期医療の決定
プロセスに関する
ガイドライン

2011

障害者基本法改正

2013

障害者総合支援法施行

2014

障害者権利条約批准

2016

成年後見制度利用促進法施行

2017

成年後見制度利用促進基本計画

➢ 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討
→2019年半ばまでに指針の作成等に向け検討中

➢ 高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援
ガイドライン

2018

人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン
(改定)

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン

第12条 法律の前にひとしく認められる権利
1 全ての場所において法律の前に人として認められる権利
2 生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有
3 法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適切な措置

第23条 国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。

障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方を検討する旨を規定

権利擁護（言葉の整理）

- ・「権利擁護」は福祉の言葉です

英語では Protection and Advocacy

法令上は？（権利と利益の擁護、権利擁護など・19法令）

- ・いろいろな使われ方があります。

対象 : 子供、女性、LGBTQ、患者、ホームレス、外国人

生活困窮者、高齢者・障害者、etc

私の定義（広いです）「なんらかの事情により、自分の思いや意見を他者に伝えることができず、社会的に不利益を受けている人（もっと広い人は**ものやこと**）の代弁」

権利に特化した代弁定義は、日本独特？

タイプ :

Personal or Case (by prof, staff, carer, family, friend),

System, **Self (これを支援するのが権利擁護支援)**

アドボカシー（権利擁護）の要素

人間としての尊厳を確保し、それぞれの良き生を支援する

- 1 自己決定の尊重
- 2 ご本人にとって最善の利益の確保
- 3 社会的承認・参加（関係性・エンパワーメント・外向き・内向き）

1と2は原則一致（自己選択が本人にとって最善）。しかし、支援者からみると違う場合がある。。パターンリズム的介入をしますか？

主観的最善利益（ご本人が言うご本人の利益）

Vs 観察者的最善利益（支援者がご本人の思いと位置づけるご本人の利益）

VS 第三者的最善利益（支援者が思うご本人の利益）

どれが「正しい」などとは、言えない

しかし、「なにをしているか」は言える

意思決定支援の「倫理」と担い手

- 1) 意思決定を強要しないか。
決められない自由を保証する。
- 2) みんなが集まる必要がある、しかし。なんのためか
みんなで決めるのではなく、本人の意向を確認するため
- 3) 意思決定は、プロセスだという認識は必須。
- 4) 自己責任を理由に、支援を打ち切らない。
違う決定をしても支援。失敗したら再支援
再決定・再支援のできない場合は？

社会の環境と個人の思いが不整合：その調整（SWの役割？）

意思決定支援は、ひとりではできない。

専門職であっても一人ではなにもできない。

対人理解のパラダイム転換①

- ◆「この人は判断能力が不十分であるので、本人の意思は尊重するといっても、周囲のことは勿論自分のことについても適切な判断をすることができない。その結果、社会生活や日常生活で困難な状況になる。だから福祉関係者らが関わって、その人に代わって判断しなければならない」



能力不存在推定(代行決定)

対人理解のパラダイム転換②

- ◆「どんなに重い認知症の人であっても、その人なりの人生を生きてきた経緯があり、その人なりの思い、そして判断がありうる。適切な判断が自分ではできないと周囲から見られていた人々も、支援さえ受ければ、その人なりの決定ができる」



能力存在推定(意思決定支援)

パラダイム転換と代行決定

1. 意思決定支援が問題になる局面は、ご本人にとって重要で、加えて、まわりにも影響を与える問題についての決定
2. ある人に、そのことについて適切に決定する能力と意思があるかないかは、他人には明確に断定できない。
3. 他人（支援者）にできることは、「ある」か「ない」か、いずれかを「推測」しているだけである。
4. これまでは、「ない」と「推測」することが多かった（能力不存在推定）
5. これからは「ある」と推測する方向へ変わった（能力存在推定）

パラダイム転換と代行決定

6. しかし、「ある」としても、その真意を確認する能力が支援者側になければ、結局、それに従えないし、支援もできない。
7. つまり、意思決定支援ができない場合とは、支援者側に本人の意思を確認できない場合であり(あるいは、本人の決定を妨げている環境の改善ができない場合)、それは本人の能力とは関係がない。支援者側の能力の問題である。
8. だから代行決定をする支援者は、自己に意思決定支援の能力がないことを自ら確認し、同時に、そのことを他の人に説明できないといけない。
9. 要するに、代行決定は、本人に能力がないから行うものではない。支援者に能力がないから行うものである。

津久井やまゆりの経験、なにが違うのか。

- 2019 0612+ おはよう日本 津久井やまゆり園から地域へ ある女性の挑戦
- <https://youtu.be/Vo45a1hxpZM>
- 5分程度の映像です。津久井やまゆり園からほかの施設へ移った女性の姿です。



拘束を解く 智子さんを信じること



法制度の改正の方向 デメリット(当たり外れがある)

- 尊厳のある本人らしい生活の継続や地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念のより一層の実現を図るためには、成年後見制度等が適切に見直される必要がある。
- 同制度等が見直されるまでにおいても、総合的な権利擁護支援策の充実、現行制度の運用の改善等、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進める必要がある。

(1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討

制度改正の方向性等に関する指摘

- 必要性・補充性の考慮
- 三類型の一元化
- 有期(更新)
- 障害者権利条約の審査状況を踏まえた見直し
- 本人が必要とする身上保護、意思決定支援等の内容の変化に応じた円滑な交代
- 公的な関与を強めた後見等の開始

市町村長の権限等に関する指摘

- 市町村長の関与する場面の拡大など地方公共団体に与えられる権限の拡充
- 成年後見制度利用支援事業の見直し

(2) 総合的な権利擁護支援策の充実

日常生活自立支援事業等との連携、体制強化

- 他制度との連携の推進、実施体制の強化
- 他制度等との役割分担の検討方法についての周知

新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討

- 市町村の関与の下で、市民後見人養成研修修了者等による意思決定支援によって、適切な生活支援等のサービス(簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等)が確保される方策等の検討
- 上記の意思決定支援等に際して、権利侵害や法的課題を発見した場合に、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策の検討

都道府県単位での新たな取組の検討

- 寄付等の活用による多様な主体の参画の検討
- 公的な関与による後見の実施の検討

Gaga and Tony

- https://www.youtube.com/watch?v=xyTa_gJkYwI
- Tony Bennett, Lady Gaga - I've Got You Under My Skin (Official Music Video)
- このビデオは2021年の録音です。
同時期 love For sale
- <https://www.youtube.com/watch?v=pYaMAROMeGs>

- Tony Bennett, Lady Gaga - Love For Sale (Official Music Video)
- <https://www.youtube.com/watch?v=0mv5nYdOBq4>

- 2020年にアルツハイマーであることを公表

- ;Lady Gaga & Tony Bennett - Cheek to Cheek - Vegas: Jazz & Piano 6/9/19
- <https://www.youtube.com/watch?v=x3RzWtxEeQI>

- Tony Bennettがアルツハイマー型の認知症の診断を受けたのは2016年だったはず
- なので、このステージの時は認知症です。そしてGagaも彼の状態を知っているの
- です。二人ともとても楽しそうに歌っています。

- そこで質問です。認知症になった長谷川和夫先生や、Tony Bennet には「判断能力があるのでしょうか、ないのでしょうか」 みなさんはどう考えますか。

- みなさんは、必ず高齢化します(不都合な真実です)。皆さんが認知症になったときに、どんな生活を希望しますか？



権利擁護の要は意思決定支援です。

- それは特別な支援ではなくて、日々の仕事の中で常に意識されるべきものです。
- そして。。。。。
- 支援者も利用者もともに人生を語り紡ぎ、成長するのです。
- 支援する・支援される関係ではなく、ともに人生を作っていく関係

2014年10月31日

全国権利擁護支援ネットワーク 北海道ブロック研修会
「単身者・身寄りのない方への権利擁護支援を考える」

「渡島圏域の権利擁護支援の現状と取り組み」

窪田法律事務所

弁護士 窪田良弘

特定非営利活動法人小呂野

ゆあさ社会福祉士事務所

社会福祉士 湯浅 弥

ようこそ 函館へ！！ 函館市って??

- 魅力度ランキング 第一位 5年ぶりに返り咲き
ベストスリーの常連
- 函館山からの眺望 …世界三大夜景の一つ
- 異国情緒あふれる街並み
- ベイエリア
- 特別史跡五稜郭跡・
- 湯の川温泉
- 食の街・ご当地グルメ
- 世界文化遺産

ようこそ 函館へ！！ 函館市って??

- 高齢化率
- 全国 29.1%
- 北海道 32.9%
- 函館 36.6%

- 生活保護
- 全国 1.6%
- 北海道 2.2%
- 函館 4.5%

生活保護制度の捕捉率を考えると、相当数の貧困世帯が存在する？

- 高齢者が多く、貧困世帯が多いという特徴

令和5年度

家裁との家事連絡協議会資料から

(最高裁資料)

- 成年後見人等本人と後見人等の関係
- 弁護士
 - 全国 22%
 - 函館 14%
- 司法書士
 - 全国 30%
 - 函館 7%

令和5年度

家裁との家事連絡協議会資料から

(最高裁資料)

- 成年後見人等本人と後見人等の関係
 - 社会福祉士
 - 全国 15%
 - 函館 34%

 - その他法人
 - 全国 6%
 - 函館 20%
- 但し、函館管内における士業(弁護士・司法書士・税理士・行政書士)法人はない
- 社会福祉士とその他法人を加えると
社会福祉士34% + その他法人20%
社会福祉士等で半数を超える

ザックリ言えば…

函館市は、魅力的な都市と言われている反面、高齢者、貧困世帯が他市に比べて多いという特徴がある。

また、函館家庭裁判所管内では、成年後見人等を担う者が、全国的に見て「社会福祉士」等の福祉従事者が多いという特徴がある。

問題意識の背景

- 『わるいやつら』

弁護士 宇都宮健児さん(著) 2013年

貧困ビジネスは後を絶たない

- 本当にあった話

北海道社会福祉士会からの注意喚起文書 22年1月

任意代理契約の危険性

生活保護利用者からの利用料一万円

民・民の契約では可→これで良いのか

社会福祉士として、倫理的にどう考える？

契約時に契約可能な、判断能力があったのか？

問題意識の背景

- 任意後見制度があるじゃないか??
任意後見は「お金のある人」の制度
お金のない人(費用を負担できない人)を想定していない
- 自分自身の権利擁護を託すのに、お金は関係あるんだらうか?
また、それによる差があってよいのだからうか?
- であれば、お金のない人の任意後見の「…のようなもの」はないだらうか?
- そして、汎用性の伴う代理委任契約はないだらうか?

具体的とりくみについて

- ある弁護士さんと立ち話
- 刑事弁護のその後のフォローについて
後見制度までいかないけど、支援は必要だよね
でも、支援できるシステムがない
- 後見制度を利用できない(後見類型に該当しない)
 - コストの捻出ができない
 - (民・民の契約だけであれば)透明性が担保できない
- でも、何とかしたいよね

具体的とりくみについて

- ある弁護士事務所と
- 後見業務の申立等連携のなかで…
- もっとスムーズに何かできないか？
- そういえば、ある弁護士さんと「何とかしたいよね…」
って、話をしていたんだ
- 制度はないけど、あったらいいなあ…と思うこと

- 任意代理契約等における透明性を担保するための「第三者」
- 制度にはない、何か？
- でも、ナントかしたいよね

具体的な検討…見えてきた課題

- すべてにおいて、透明性をいかに担保するか
- 民・民の契約における監督人は??
後見制度は、家庭裁判所が「監督人」
- 何を監督するか?
 - ・ 本人の意思決定の信憑性と透明性
 - ・ お金の使い方の透明性
- コストの問題…ボランティアで「良し」とは考えてはいない
- 保険の問題…特に身元保証人の場合

想定される対象者について

家族・親族等の身寄りがなく、または疎遠で、財産管理が困難な状態にあり、入院または入所・入居にあたって身元保証人を求められている者

基本、**経済的に困窮な方**

施設等(社会)から求められる支援内容

- 1) 身元保証人に類似する支援 時に家族同様の支援
- 2) 死後事務支援
- 3) 日常生活支援(財産管理・身上保護)

* 倫理もへチマもなく「何でもやりますよ…」が
社会に求められ・受け入れられるという現状

背景にある現状と問題

1) 医療・介護等提供の仕組みに起因する問題

⇒ 早期退院・入所促進 / 専門職倫理の不十分さ

2) 権利擁護法制等に起因する問題

⇒ 任意後見制度利用の現実的制約

函館市の日常生活自立支援事業の現状

3) 法的・公的規制に起因する問題

⇒ 身元保証団体が野放し

解決策としての具体的仕組みづくり

徳風草 と 小呂野 との 取り組み

事例 別紙参照

大まかな流れ 別紙参照

相談

契約締結

判断能力低下

死亡

・相談者の生活状況を伺い、様々な制度利用を見据えて、支援の方向性を決定

見守り
※必要に応じて支援

- ・公共料金支払など生活費管理
- ・病院の入退院手続（身元保証含）
- ・高齢者施設、アパート等の入退去手続（身元保証含む）
- ・財産管理
- ・その他

・家庭裁判所に成年後見人等の選任してもらい、引き続き、同じ内容で支援可能（身元保証は除く）

- ・故人の意思に従い、供養等を実施（葬儀、納骨等）
- ・残った財産は、相続人に引継ぎして事務終了

本人 ・ 病院

小呂野

徳風草

継
時

相談支援に係る契約締結 (本人・小呂野)

・ 任意代理 (身元保証) 委任契約書作成

・ 施設見学・選定

任意代理 (身元保証) 監督契約 (小呂野・徳風草)

「任意代理 (身元保証)」委任契約締結 (本人・小呂野)

・ 後見等申立準備開始
(診断書・本人情報シート作成)

・ 財産管理スタート
・ アパート状態把握 (小呂野・MSW)

定
期
報

・ 財産管理状況 監督

後見申立委任契約・法テラス民事法律扶助委任契約 (本人・窪田先生)

・ 家財処分業者選定
・ 生活保護担当との調整
・ 家財処分、アパート解約準備
・ 住民票取得
・ ケアマネジャー・在宅サービス調整

・ 法人後見申立必要書類準備
・ 入所先施設との契約

監
督

・ 後見申立準備

・ 退院・施設入所

審判確定 後見等スタート、任意代理 (身元保証) 委任契約終了 (本人・小呂野)

債務整理委任契約・法テラス民事法律扶助委任契約 (本人 (小呂野)・窪田先生)

・ 自己破産準備等

・ 自己破産申立



やるべきこと

- ・ 自動車の処分
- ・ アパートの家財処分
- ・ アパートの解約（保護費の住居手当が5月まで）
- ・ 退院後の住居

※家財処分は見積りを市役所に届けていたため、
いつでもできる状態

問題になったこと

- アパートがゴミ屋敷状態で本人が保管して欲しい物がどこにあるかわからない
⇒何度も探しに行けないことを説明し諦めてもらった
- 隠し倉庫にエアコン3台とタイヤ6本を発見
⇒処分業者に相談。追加料金なしで処分してもらえた
- インターネットの解約が本人または後見人でしか受け付けない
⇒病院の協力を得て本人から電話してもらおう

問題になったこと

- 退院後の入所候補だった介護付老人ホームの見積で、精査すると月300円しか手元に残らない
⇒本人に説明すると「何も買えないじゃないか」
ふりだしに戻る
- 介護老人保健施設を経由することに
施設が保証人に求めてくる内容が家族に対するものと同じ
⇒法人としての立場を説明し無理なものは無理
また、ふりだしか？

問題になったこと

- ・ 無償の支援でこの業務量は事業として続けられるのか
- ・ 成年後見制度に繋がらない場合、無償の支援が続くのか・・・

⇒でも、必要としている人は確実にいる
『やる覚悟』をチームとして作り上げる
かと言って、無償で良いとは思わない

持続可能な事業として資金を調達する方法を
確立する必要がある

今後の具体的仕組みづくりの課題

- ①報酬・支援料について(通常 of 支援・定期的監査)
- ②損害賠償保険について
- ③事業の周知、問題の啓発等について

ご清聴ありがとうございました

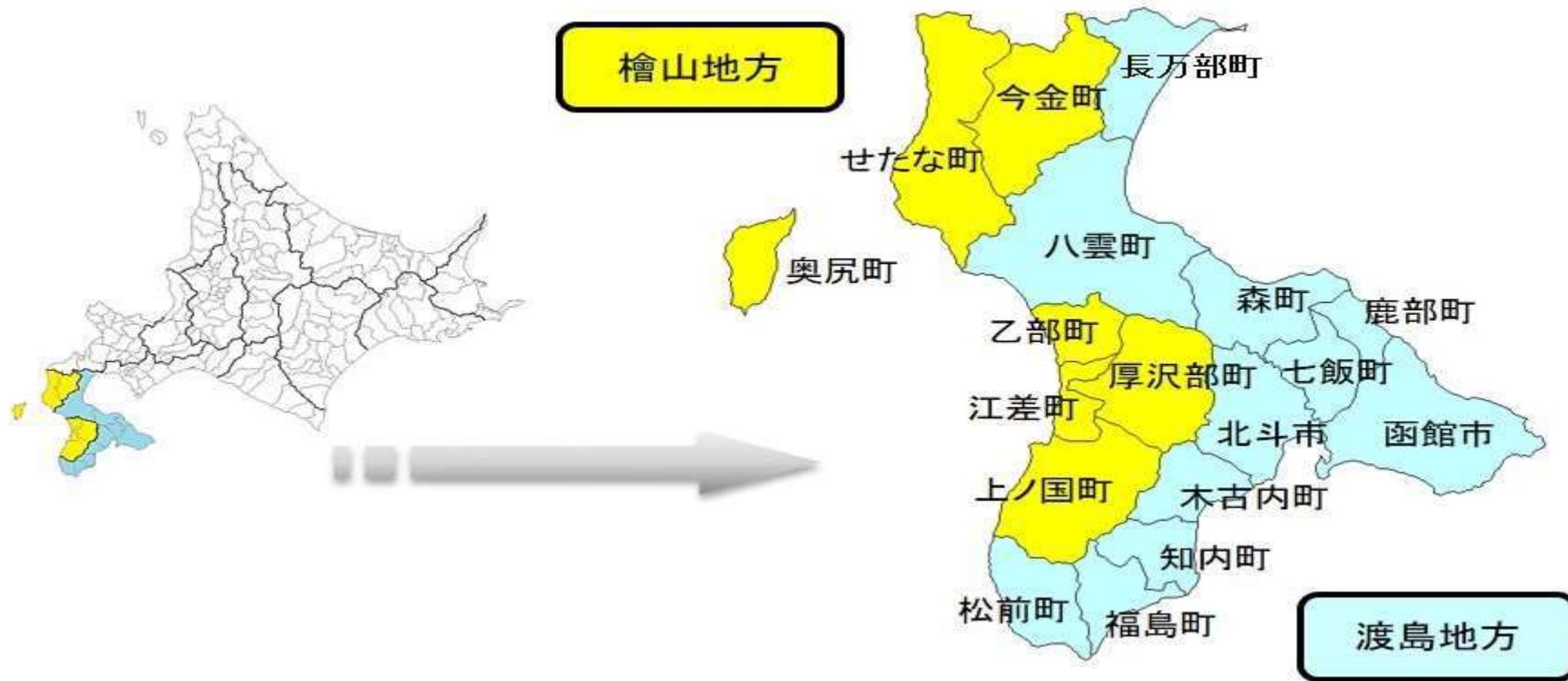


全国権利擁護支援ネットワーク
北海道ブロック研修会
「単身者・身寄りのない方への権利擁護支援を考える」

道南の権利擁護支援の現状と取組（補足）

NPO法人小呂野 社会福祉士 湯浅弥
一般社団法人徳風草 弁護士 窪田良弘

ようこそ函館へー道南の行政地図



ようこそ函館へ 一道南の司法地図



ようこそ函館へー道南の概況

- 人口 (R2)

渡島地方38万人、檜山地方3.2万人、後志3町村6.5千人
合計約41万8500人

- 面積 約7500 km² (香川県の約4倍)

- 産業 漁業、水産加工業、観光など

- 弁護士人口 51人

- 法律事務所配置 函館市28、北斗市1、江差町1、八雲町1

貧困ビジネス対策

- 宇都宮健児弁護士『わるいやつら』
- 法テラスの出張相談、特定援助者相談
- 社会福祉士・精神保健福祉士の資格取得、湯浅先生との出会い

一般社団法人徳風草の設立

- 令和元年 事務所移転
- 弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士などの各士業が協力できるプラットフォームづくり
- コロナ禍で活動停滞、令和5年秋ころから活動開始

相談

契約締結

判断能力低下

死亡

・相談者の生活状況を伺い、様々な制度利用を見据えて、支援の方向性を決定

見守り
※必要に応じて支援

- ・公共料金支払など生活費管理
- ・病院の入退院手続（身元保証含）
- ・高齢者施設、アパート等の入退去手続（身元保証含む）
- ・財産管理
- ・その他

・家庭裁判所に成年後見人等の選任してもらい、引き続き、同じ内容で支援可能（身元保証は除く）

- ・故人の意思に従い、供養等を実施（葬儀、納骨等）
- ・残った財産は、相続人に引継ぎして事務終了

本人 ・ 病院

小呂野

徳風草

継
時

相談支援に係る契約締結 (本人・小呂野)

・ 任意代理 (身元保証) 委任契約書作成

・ 施設見学・選定

任意代理 (身元保証) 監督契約 (小呂野・徳風草)

「任意代理 (身元保証)」委任契約締結 (本人・小呂野)

・ 後見等申立準備開始
(診断書・本人情報シート作成)

・ 財産管理スタート
・ アパート状態把握 (小呂野・MSW)

定
期
報

・ 財産管理状況 監督

後見申立委任契約・法テラス民事法律扶助委任契約 (本人・窪田先生)

・ 家財処分業者選定
・ 生活保護担当との調整
・ 家財処分、アパート解約準備
・ 住民票取得
・ ケアマネジャー・在宅サービス調整

・ 法人後見申立必要書類準備
・ 入所先施設との契約

監
督

・ 後見申立準備

・ 退院・施設入所

審判確定 後見等スタート、任意代理 (身元保証) 委任契約終了 (本人・小呂野)

債務整理委任契約・法テラス民事法律扶助委任契約 (本人 (小呂野)・窪田先生)

・ 自己破産準備等

・ 自己破産申立



事 例 概 要

特定非営利活動法人小呂野

ゆあさ社会福祉士事務所 湯浅 弥

事例

太郎(仮名)さんは50歳。令和5年に脳内出血で市内の病院に入院しました。

入院時は左上下肢麻痺が認められましたが、意識は清明でした。しかし、徐々に意識レベル低下が認められ、数日後には多発性脳梗塞を認められるに至りました。

その後、脳出血の増大や脳梗塞の拡大は認められず経過は過ぎていきます。

ただ、軽度の左上下肢麻痺・感覚鈍麻、軽度の言語障害、「高次脳機能障害」が残存してしまいました。

太郎さんは高校卒業後就職しましたが、2年程で退職。その後は、職を転々とし、最近アルバイトで生計を立てていたようです。

婚姻歴はなく、幼少期に両親は離婚をされているようですが、詳細の話しになると感情失禁が現れ、詳細を聞くに至ってはいません。

また、単身者で身寄りがいないこと、アルバイトで生計を立てていたこと、そして、コロナ禍のこの数年間はアルバイト収入も極端に減り、家賃等も未納があることも判明、破産の申し立ても検討しなくてはならない現状も見えてきました。

加えて、預貯金も詳細は不明であったこともあり、病院の医療ソーシャルワーカーが生活保護を申請し、開始となっています。

ただ、ご本人が上記のような状態であったため、生活保護は利用開始になったものの医療費(自己負担分)や家賃は払われなままになっていました。

入院が長期となり、病院としては診療報酬の関係からも早急な退院を要する状況になっていました。

また、医療ソーシャルワーカーがいくつか施設に入所を打診したところ、保証人に医療ソーシャルワーカーが疑心暗鬼になってしまうとある会社を紹介され、特定非営利活動法人小呂野に相談がありました。

医療ソーシャルワーカーの相談を受け法人のスタッフが太郎さんと話をしました。

言語障害はあり聞き取り辛い状況はあるものの、また、時として感情失禁が現れるもののコミュニケーションは一定成り立つ状況でした。

しかし、医療ソーシャルワーカーの話では、短期記憶も確かではなく、その判断の信憑性は欠けるとの医学的判断でした。

従って、太郎さん自身の本人の意思によるいわゆる民・民の契約は成り立たないと法人では判断し、徳風草とも相談をしながら、そのプロセス、特に費用の支弁についてはその透明性を担保しながら支援を開始することにしました。

結果的に太郎さんのいわゆる事理弁識能力は、いずれかの後見類型に属するものと考え、後見制度を申立、現在は保佐類型の審判が下り保佐人としての支援を開始しています。

以上

(2) 11月22日 新潟県 上越市



新潟大学
NIIGATA UNIVERSITY

Supported by
日本財団
THE NIPPON
FOUNDATION

成年後見制度の動向と 中核機関の役割

新潟大学法学部
上山 泰

本日の内容

- I. 統計から見る運用の実情
- II. 制度改革をめぐる国の動向
- III. 中核機関の役割と課題

1. 統計から見る運用の実情

成年後見制度の利用者数（令和5年末時点）

- ①後見類型・・・17万8,759件[71.6%]
- ②保佐類型・・・5万2,089件[20.9%]
- ③補助類型・・・1万5,863件[6.4%]
- ④任意後見・・・2,773件[1.1%]

☆利用総数・・・24万9,484件

親族と第三者の法定後見人選任割合

最高裁「成年後見関係事件の概況」の数値を元に筆者作成

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
親族後見人	90.9%	85.9%	84.1%	82.5%	79.5%	77.4%	82.9%	72.2%
第三者後見人	9.1%	14.1%	15.9%	17.5%	20.5%	22.6%	17.2%	27.7%
	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
親族後見人	68.5%	63.5%	58.6%	55.6%	48.5%	42.2%	35.0%	29.9%
第三者後見人	31.5%	36.5%	41.1%	44.4%	51.5%	57.8%	65.0%	70.1%
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
親族後見人	28.1%	26.2%	23.2%	21.8%	19.7%	19.8%	19.1%	18.1%
第三者後見人	71.9%	73.8%	76.8%	78.2%	80.3%	80.2%	80.9%	81.9%

法定後見人の供給母体

(平成12年度:単位:%)

親	子	配偶者	兄弟姉妹	その他親族	
⑤9.6%	①34.5%	②18.6%	③16.1%	④12.1%	
弁護士					
4.6%					
知人	法人	その他親族外			
0.9%	0.4%	3.2%			

法定後見人の供給母体

(令和5年:単位:件, %)

親	子	配偶者	兄弟姉妹	その他親族	
⑪490 [1.2%]	④3951 [9.7%]	⑩516 [1.3%]	⑨1138 [2.8%]	⑧1286 [3.1%]	
弁護士	司法書士	社会福祉士	税理士	行政書士	精神保健福祉士
②8925 [21.9%]	①11983 [29.4%]	③6132 [15.1%]	⑬58 [0.1%]	⑦1525 [3.7%]	⑮69 [0.2%]
市民後見人	その他個人	社会福祉協議会	その他法人	66.4%	社会保険労務士
⑫344 [0.8%]	⑬111 [0.3%]	⑥1532 [3.8%]	⑤2567 [6.3%]	10.1%	⑭102 [0.3%]

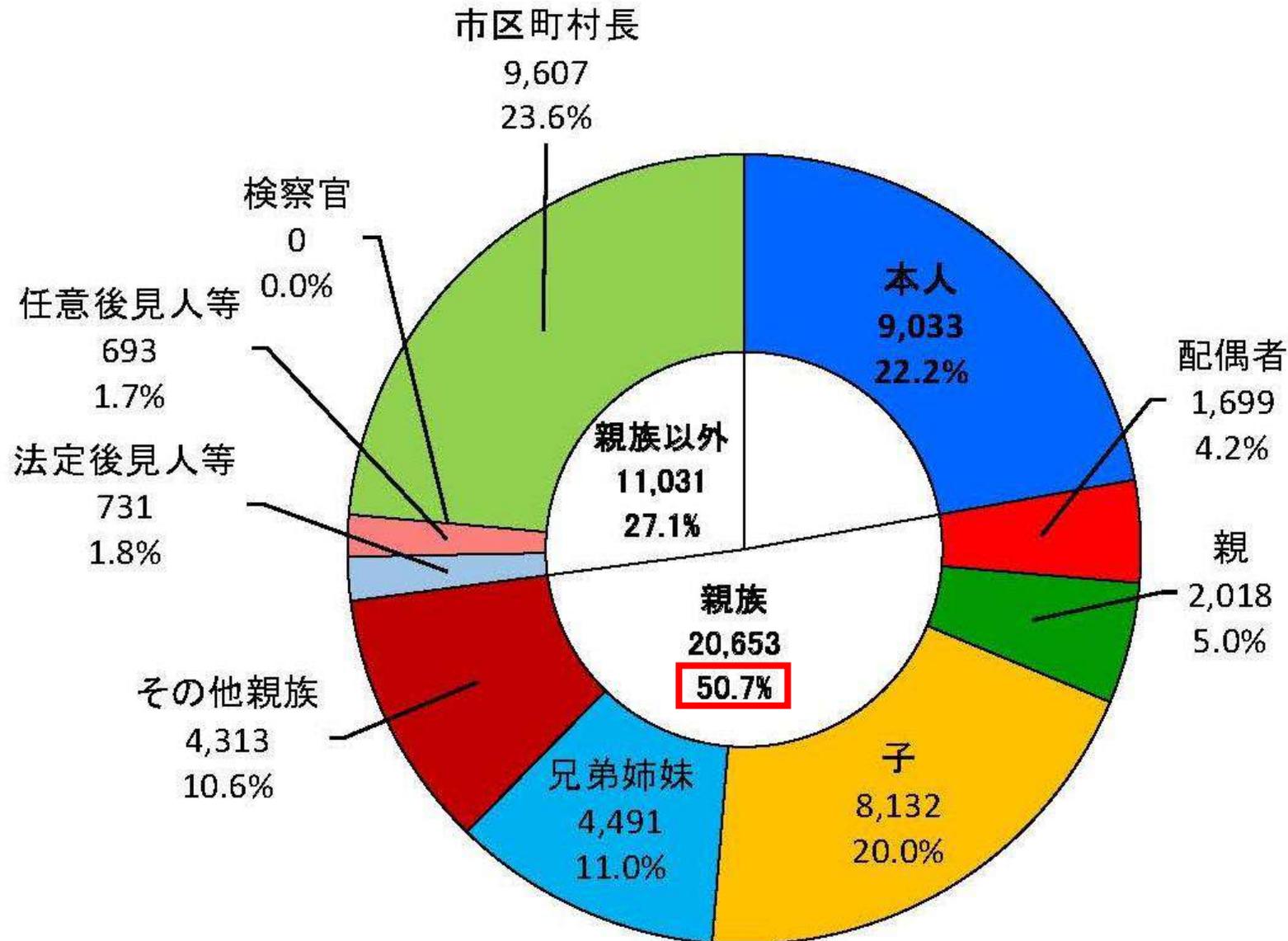
親族後見人の供給限界

* 最高裁「成年後見関係事件の概況」の数値を元に筆者作成

	令和3年	令和4年	令和5年
親族の候補者あり	23.9%	23.1%	22.0%
親族後見人	19.8%	19.1%	18.1%
親族候補者の 選任割合	82.8%	82.7%	82.3%

市町村申立ての推移

	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
件数 [比率]	23 [0.5%]	115 [1.1%]	258 [1.9%]	437 [2.5%]	509 [3.3%]	666 [3.1%]	1033 [3.1%]	1564 [6.1%]
	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
件数 [比率]	1876 [7.0%]	2471 [9.0%]	3108 [10.3%]	3680 [11.7%]	4543 [13.2%]	5046 [14.7%]	5592 [16.4%]	5993 [17.3%]
	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
件数 [比率]	6469 [18.8%]	7037 [19.8%]	7706 [21.3%]	7837 [22.0%]	8822 [23.9%]	9185 [23.3%]	9229 [23.3%]	9607 [23.6%]



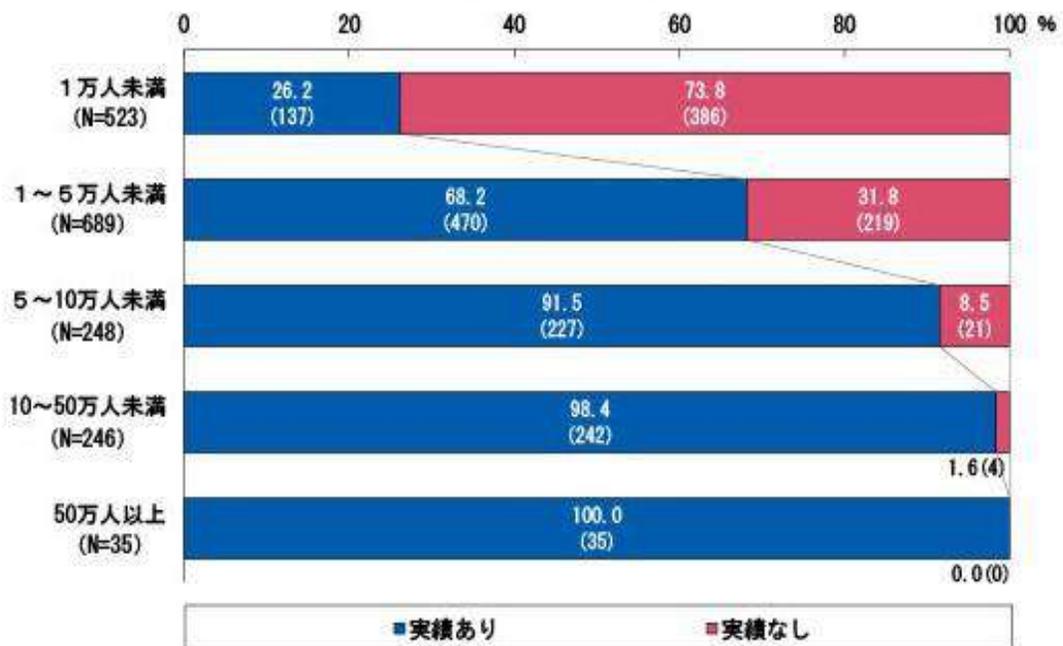
※平成12年度

- ・子 39.9%
- ・配偶者 18.9%
- ・兄弟姉妹 17.1%
- ・その他親族 10.6%
- ・親 9.7%
- ・本人 2.9%
- ・市区町村長 0.5%
- ・法定代理人等 0.3%
- ・任意後見人等 0.1%
- ・検察官 0.0%

☆親族申立て 96.2%

厚労省「令和5年度 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果(概要版)」16頁から抜粋

人口規模別 市町村長申立ての実施有無（令和4年度の実績）



人口規模別 市町村長申立ての実施状況（令和4年度の実績）

人口	市町村長申立ての実績の有無		実施件数			
	実績ありの自治体数	実績なしの自治体数	合計件数	内訳		
				高齢者	知的障害者	精神障害者
1万人未満	137	386	211	180	19	12
1~5万人未満	470	219	1,317	1,072	126	119
5~10万人未満	227	21	1,164	937	127	100
10~50万人未満	242	4	3,923	3,323	279	321
50万人以上	35	0	2,656	2,291	186	179
全体	1,111	630	9,271	7,803	737	731

任意後見制度の利用状況

- ①日本（1億2,497万〔2022（令和4年）・9・1〕）
 - ・利用者数 = 2,663件〔2021（令和3年）末〕
 - ・登記件数（≒契約数） = **12万962**件〔2019（令和元）・7・29〕
 - ＊日常生活支援利用支援事業 = **5万6,550**件〔2023・3・31〕

- ②ドイツ（8,482万〔2023〕）
 - ・登録件数 = **610万3,765**件〔2023・12・31〕

- ③イギリス（6,760万〔2022〕）
 - ・登録件数 = **803万9,546**件〔2024・3・31〕

II. 制度改革をめぐる国の動向

第2期基本計画が示す方向性

☆法定後見制度の改正の方向性

- ①「適切な時期に必要な範囲・期間で利用できる制度」への転換
☞ 必要性の原則の導入・「終わらない後見」への批判
- ②三類型（後見・保佐・補助）の在り方の見直し（一元化など）
- ③有期制・更新制（設定期間の有期化）の導入
- ④後見人等の円滑（柔軟）な交代を保障する仕組みの導入

国レベルの3つの関連会議体

①成年後見制度利用促進専門家会議

②法制審議会民法（成年後見等関係）部会

③地域共生社会の在り方検討会議

成年後見制度利用促進専門家会議

☆成年後見制度に関する施策の司令塔

- 👉 2018(平成30)年7月～
- 👉 基本計画における施策の進捗状況の評価(中間検証等)
- 👉 課題に対する対応(次期計画案の立案等)
- 👉 **第二期基本計画[令和4年度～令和8年度(2027年3月)]**

【旧】成年後見制度利用促進委員会(内閣府)

- 👉 成年後見制度利用促進法(平28・4)により設置
- 👉 2016(平成28)年9月～2018(平成30)年4月1日廃止[計9回]
- 👉 第一期成年後見制度利用促進基本計画の策定

法制審議会民法（成年後見等関係）部会

☆成年後見制度に関する民事法制の見直し

👉 2024（令和6）年4月～2026（令和8）年2月？

👉 **令和8年民法等改正**を想定

👉 **主な改正対象**

◎民法（法定後見制度に関連する規定）

◎任意後見契約法

◎家事事件手続法

地域共生社会の在り方検討会議

☆社会福祉法等改正の準備作業

👉 2024(令和6)年6月～2025年夏頃(⇒社会保障審議会)

👉 **令和8年社会福祉法改正**を想定

👉 「成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実について」が主題の1つ

◎ 新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方

◎ 「中核機関」に求められる役割及びその位置付け

法改正に関する工程の目安

☆第二期成年後見制度利用促進基本計画（2022年4月～27年3月）

①成年後見制度の在り方に関する研究会（22年6月～24年2月）

👉 成年後見制度の在り方に関する研究会報告書（24年2月）

②法制審議会民法（成年後見等関係）部会（24年4月～26年2月？）

👉 2026（令和8）年通常国会 **民法等改正案**提出を目途

③地域共生社会の在り方検討会議（24年6月～25年夏頃？）

④社会保障審議会福祉部会等での審議（25年秋以降？）

👉 2026（令和8）年通常国会 **社会福祉法等改正案**提出を目途

III. 中核機関の役割と課題

中核機関とは？

☆中核機関とは？

👉 地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制

- ① 権利擁護支援の相談・専門的助言の実施
- ② 権利擁護支援の内容の検討
- ③ 権利擁護支援の適切な実施に向けたコーディネート
- ④ 権利擁護支援の関係者のコーディネート（協議会の運営等）
- ⑤ 家庭裁判所との連携（司法と福祉の連携）

第1期計画における中核機関の機能の整理

※地域連携ネットワークの4機能による説明

①広報機能

②相談機能

③成年後見制度利用促進機能

☞受任者調整(マッチング)等の支援

☞担い手の育成・支援

☞関連制度からのスムーズな移行

④後見人支援機能

4機能の再整理 ～2つの性格への再整理

①本人中心の**権利擁護支援チーム**に対する**支援機能**

☞「**権利擁護の相談支援**」機能

☞「**権利擁護支援チームの形成支援**」機能

☞「**権利擁護支援チームの自立支援**」機能

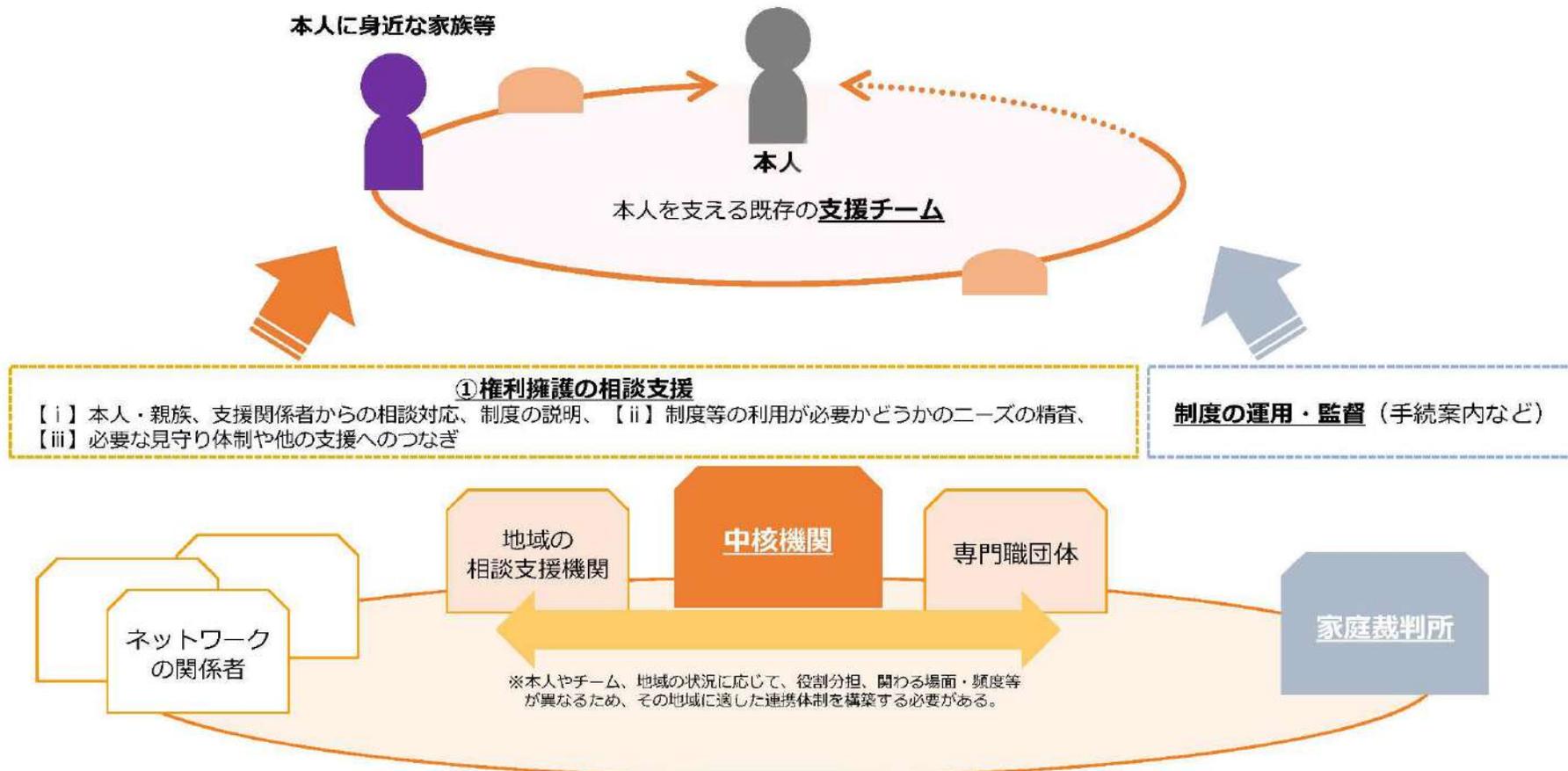
②①の機能を強化するための**地域の体制づくり**に関する取組

☞**中核機関のコーディネート機能の強化等**

3つの場面	「支援」機能	「運用・監督」機能
権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の 利用前 ）	権利擁護の相談支援機能	制度利用の案内機能
成年後見制度の利用の開始までの場面（申立ての 準備から 後見人等の 選任まで ）	権利擁護支援チームの形成支援機能	適切な選任形態の判断機能
成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人等の 選任後 ）	権利擁護支援チームの自立支援機能	適切な後見事務の確保機能

「中核機関」の役割 ：権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）

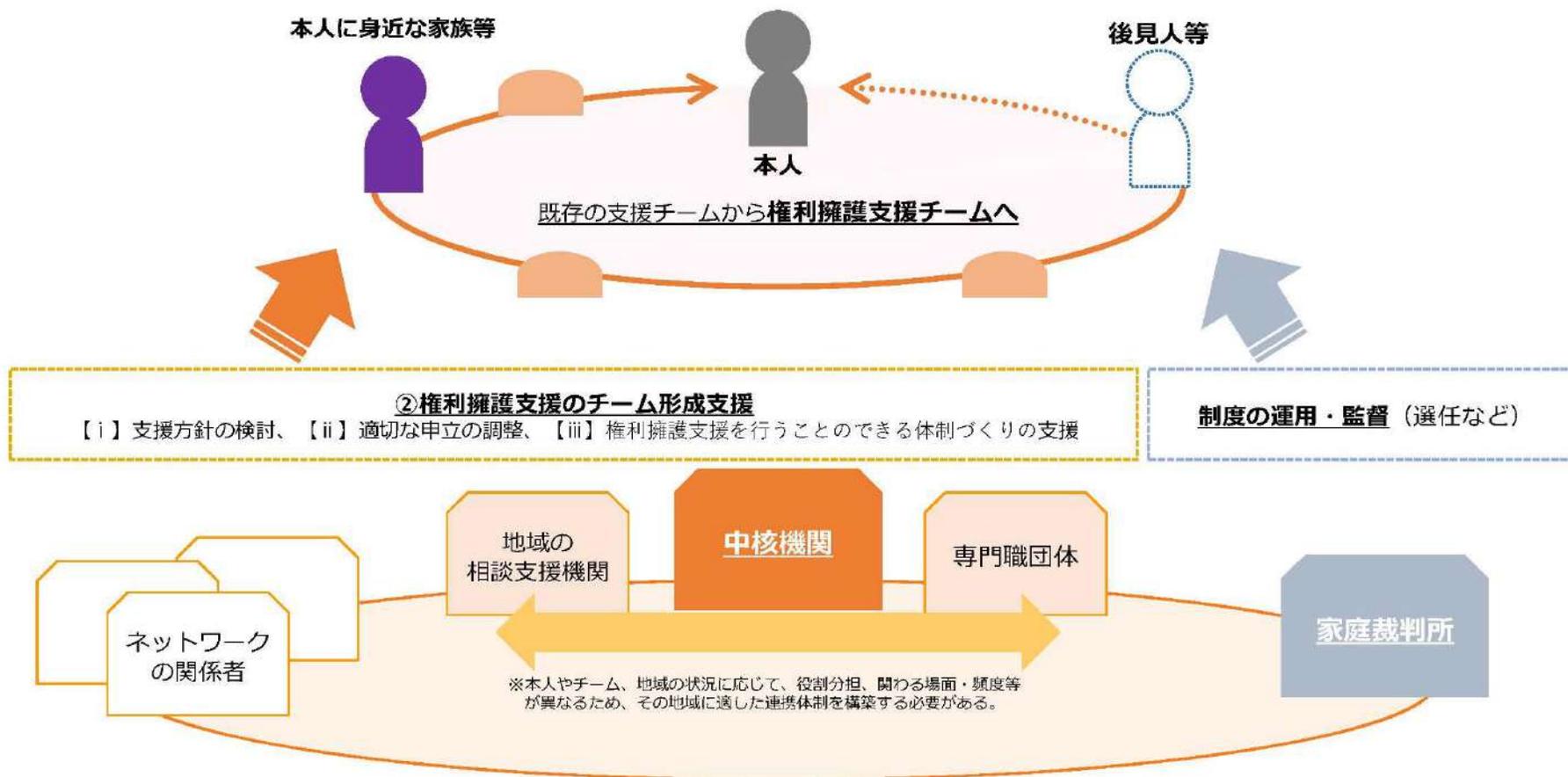
- 本人を取り巻く関係者が、権利擁護支援に関するニーズに気づき、必要な支援につなぐ場面。
- この場面では、成年後見制度につなぐ場合や、同制度以外の権利擁護支援（権利擁護支援チームによる見守りや意思決定の支援、日常生活自立支援事業の利用、虐待やセルフネグレクトの対応、消費生活センターの相談対応など）につなぐ場合がある。



「中核機関」の役割

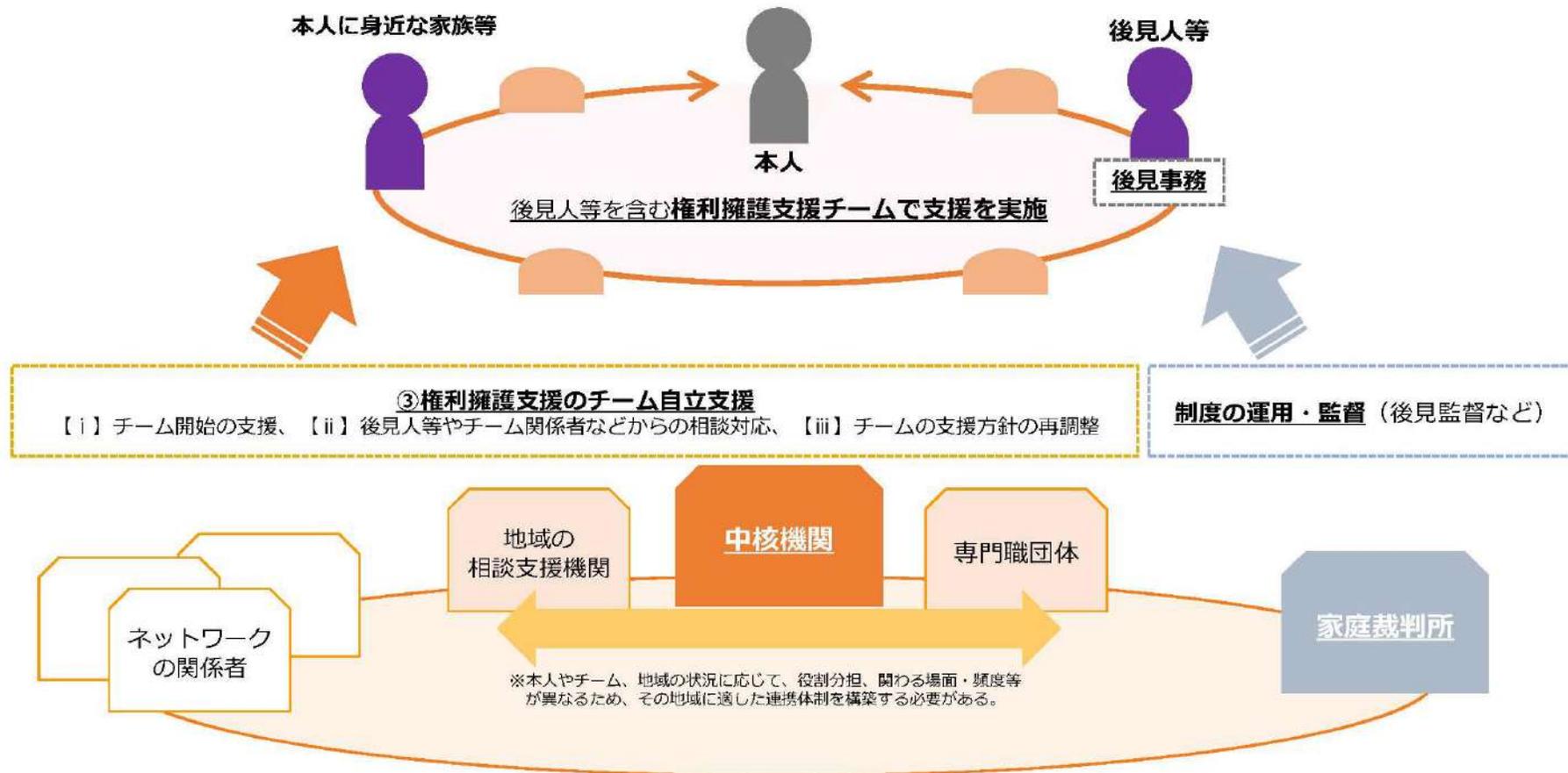
：成年後見制度の利用の開始までの場面（申立ての準備から後見人等の選任まで）

- 成年後見制度の申立ての必要性、その方法、制度利用後に必要となる支援、適切な後見人等候補者などを検討・調整し、家庭裁判所に申し立て、後見人等が選任されるまでの場面。
- この場面では、制度利用後の支援方針を検討する。その中で、適切な権利擁護支援チームの体制も検討する。



「中核機関」の役割 ：成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人等の選任後）

- 家庭裁判所の審判により、後見人等が選任され、後見活動が開始されてからの場面。
- この場面では、権利擁護支援チームに後見人等が参加し、チームの関係者間で、あらかじめ想定していた支援方針等を共有し、本人に対して、チームによる適切な支援が開始される。



3 権利擁護支援を行う三つの場面における機能

福祉・行政・法律専門職などの
多様な主体による「支援」機能

家庭裁判所による成年後見制度の
「運用・監督」機能

	<p>権利擁護の相談支援機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人や関係者からの相談対応と制度説明 権利擁護支援ニーズの精査 成年後見制度の適切な利用の検討又は本人の権利擁護支援ニーズに応じた支援へのつなぎ <p>相談窓口の明確化と浸透等（第二期計画37頁）</p>	<p>制度利用の案内機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供・手続案内 各地域の中核機関や地域連携ネットワークの相談先の案内
<p>成年後見制度の利用の開始までの場面</p>	<p>権利擁護支援チームの形成支援機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な課題の整理、本人の意向を反映した支援方針の検討 適切な申立ての調整 後見人に求められる役割や交代の方向性の確認等 後見人の候補者と選任形態についての調整 本人の意向を踏まえた権利擁護支援チームの形成 <p>申立ての時点における福祉的な観点を踏まえた支援体制の構築（それが見通せること）の重要性</p>	<p>適切な選任形態の判断機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 権利擁護支援チームの形成支援機能により示された情報（本人の意向、対応すべき課題、後見人の候補者、選任形態等）を含めた各事案の事情を総合的に考慮し、後見人等の適切な選任を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 申立時に示された事情等を踏まえた適切な選任 ○ 後見人の選任に関するイメージや選任に関する基本的な考え方の共有等
<p>成年後見制度の利用開始後に関する場面</p>	<p>権利擁護支援チームの自立支援機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援方針や課題解決状況の確認時期等の共有 後見人や権利擁護支援チーム関係者からの相談対応 （必要に応じて）支援の調整や後見人の交代、類型・権限変更などの検討・調整 <p>適時・適切な連絡体制の構築等</p>	<p>適切な後見事務の確保機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 後見事務の監督処分 適切な後見事務を確保する観点からの後見人に対する相談対応・助言等 （権利擁護支援チームの自立支援機能による検討や調整結果などを参考に）後見人の適切な交代や選任形態の見直し

「中核機関（※）」の整備状況（令和5年4月1日時点）

※権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関・体制

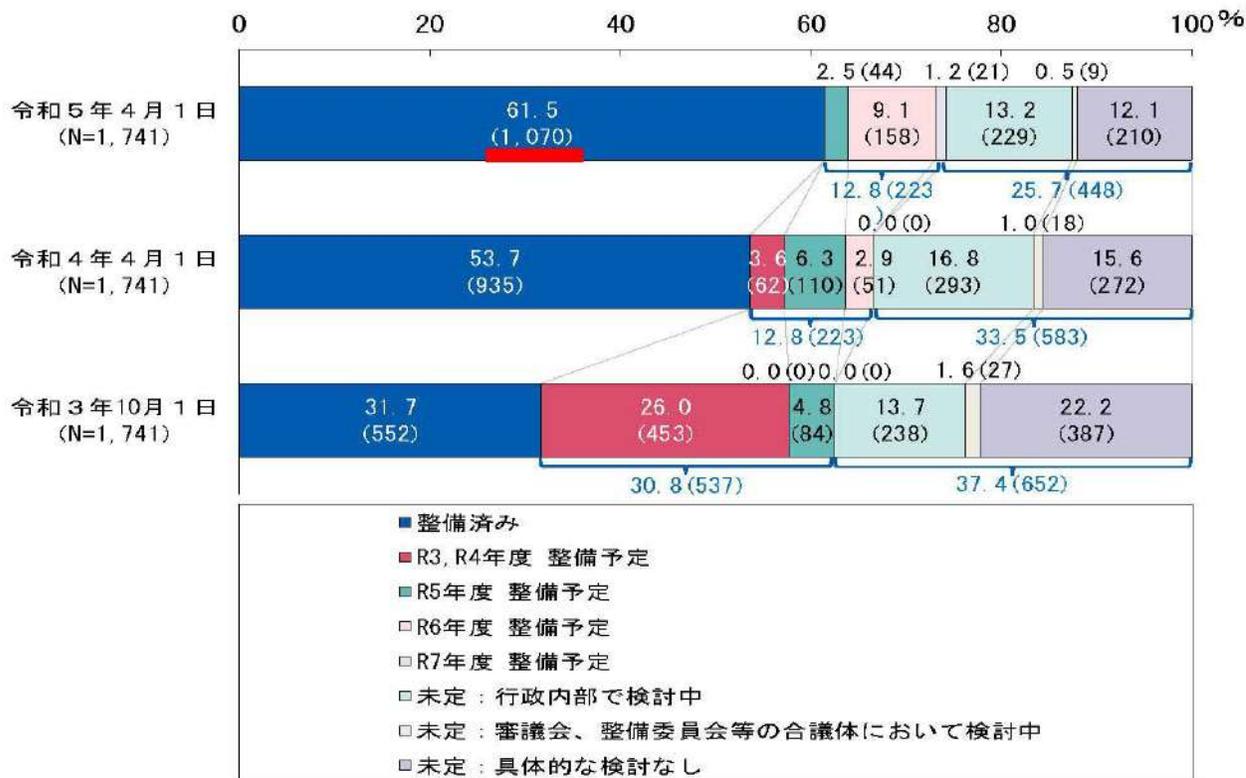
【成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果】

調査対象：全1,741市町村及び全47都道府県

調査時点：令和5年4月1日

中核機関の整備状況 <整備済（R5.4時点）：1,070市町村（61.5%）⇒ 整備済+整備見込あり:1,293市町村（74.3%）> 【令和6年度末KPI：1,741市町村】

●中核機関の整備状況、整備（予定）時期<全体>



●中核機関等の整備状況、整備（予定）時期<自治体規模別>



「地域連携ネットワークの支援機能」と「地域の体制づくりに関する取組」の実施状況

○ 地域連携ネットワークの支援機能と地域の体制づくりに関する取組の実施状況は以下のとおり。割合の分母は中核機関整備自治体の1,070。

本人中心の権利擁護支援チームを支えるための機能

機能を強化するための地域の体制づくりに関する取組

福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能

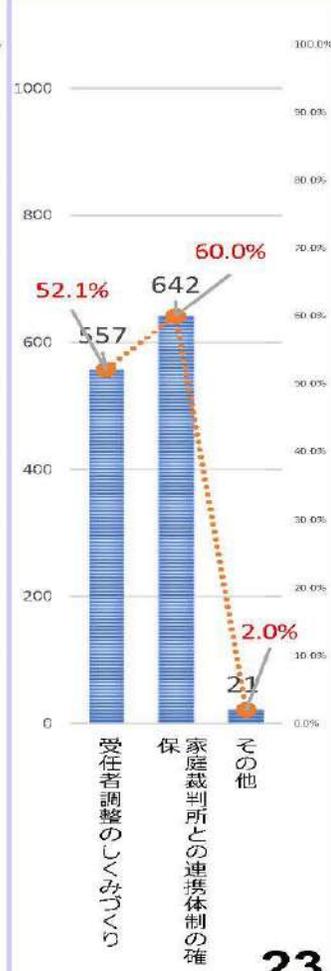
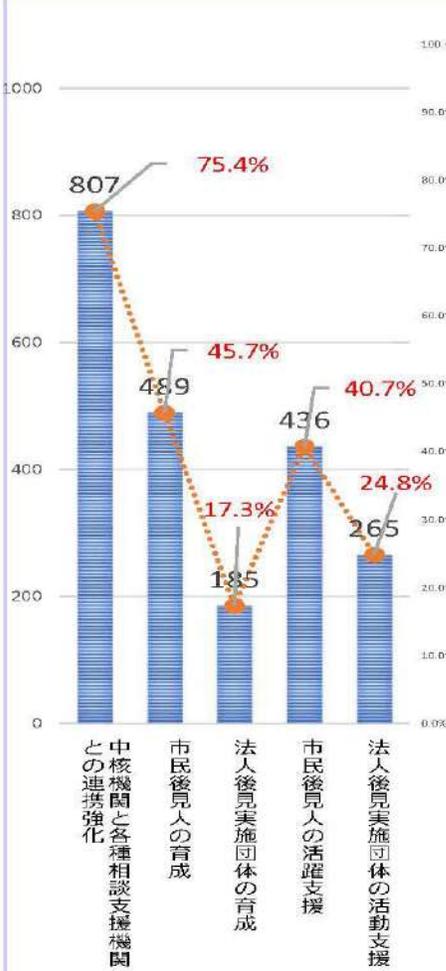
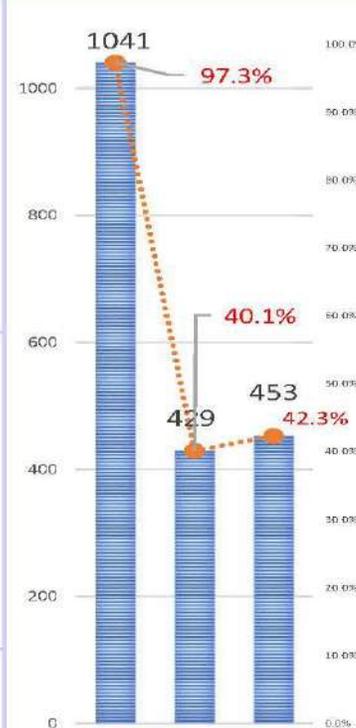
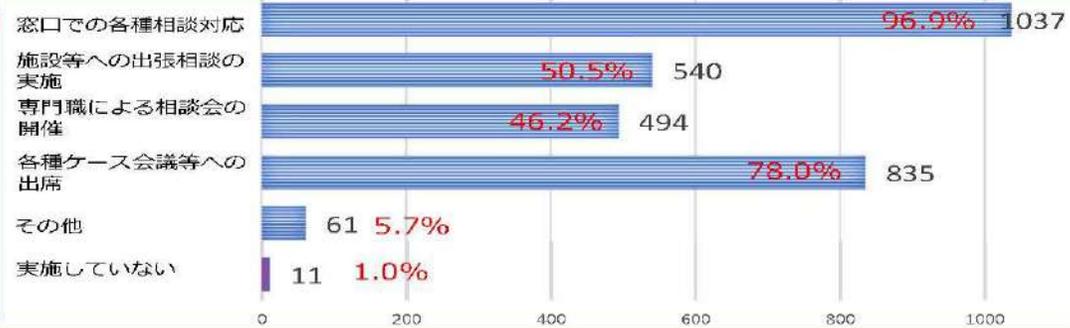
共通理解の促進 の視点

多様な主体の参画・ 活躍の視点

機能強化のための しくみづくりの視点

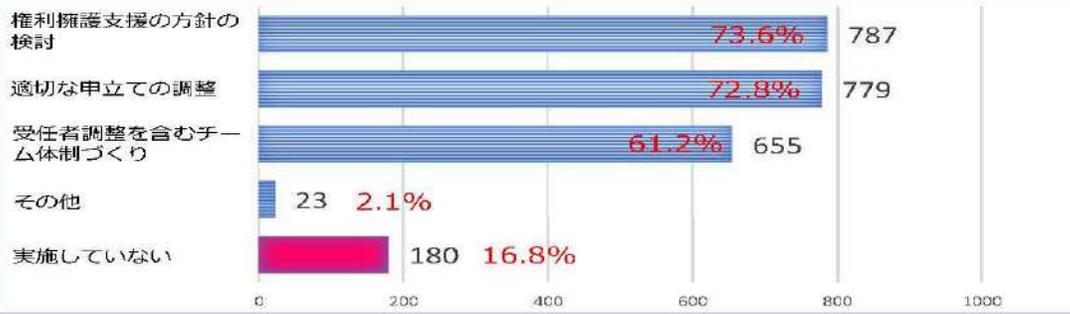
成年後見制度の
利用前

権利擁護の 相談支援



申立の準備から
後見人の選任まで

権利擁護支援チーム の形成支援



後見人の選任後

権利擁護支援チームの 自立支援



※ 数値は令和5年4月1日時点の成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果によるもの。

成年後見制度改正に伴う政策課題

検討事項

成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実の方向性について

<新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方について>

- 今後、成年後見制度が「他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時期に必要な範囲・期間で利用できる」制度に見直されるとした場合、判断能力が不十分な人(本人)の地域生活を支えるためには、地域福祉において、どのような連携・協力体制を構築すべきか。
 - ・ 少なくとも、本人に対する生活支援等のサービス(簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等各種の生活支援サービス)を提供する取組が必要と考えられ、その実施主体及び方法等について、どのように考えるか。【イメージ①】
 - ・ 生活支援等のサービス提供に当たっては、本人の希望に応じ、本人の意思決定を支援することが重要と考えられ、本人に対する意思決定支援の範囲及び実施主体等について、どのように考えるか。【イメージ②】
- ※ これらの点を検討する際、支援の持続可能性、既存の取組・地域資源の活用等を考慮するほか、判断能力が不十分な人が「配慮を要する消費者」とされていることに留意する必要がある。

<「中核機関」(※)に求められる新たな役割及びその位置付けについて>

※権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関・体制

- 成年後見制度の見直しに伴い、司法と福祉との連携強化等を図る観点から、中核機関は、今後、どのような役割を果たすことが必要になると考えられるか。【イメージ①】
- ※ その際、新たな役割に応じた中核機関の位置付けやその名称等についても検討する必要がある。なお、検討に当たっては、中核機関の整備状況及び経緯等について考慮する必要がある。

6 福祉・行政等と家庭裁判所の連携と中核機関の法制化

中核機関の法制化により、
中核機関が主催する受任者調整会議に法的な根拠が与えられれば…

例えば

専門職団体に対する受任者
調整会議への協力依頼等

関係機関からの
情報取得

中核機関への調査権限の付与
中核機関の職員への法律上の守秘義務

- ・ 受任者調整会議における検討が、事案に即した、より信頼性の高いものになる。
- ・ 家庭裁判所は、受任者調整の結果を十分に考慮して判断するところ、より適切な家庭裁判所の判断につながる。

中核機関の法制化により、福祉・行政等による支援・調整と家庭裁判所による判断とが適切に噛み合うことが期待される。

7 個人情報共有と中核機関の法制化

地域連携ネットワークにおける連携と取組を更に推し進めるためには、中核機関が法制化され、関係機関間において円滑に情報共有できるようになることが重要。

受任者調整会議の充実



受任者調整会議で選定された候補者を選任しない理由

中核機関による取組の充実



親族後見人や法人後見の受任団体に関する情報

切れ目のない本人支援



本人に関する情報

中核機関に個人情報を提供できれば、受任者調整会議における検討が、より信頼性の高いものになり、福祉・行政等による支援・調整と家庭裁判所による判断が噛み合う。

中核機関に個人情報を提供できれば、中核機関において、より効果的な取組を行えるようになる。

現在地の中核機関と転居先の中核機関との間で本人に関する情報を共有できれば、転居先における速やかな支援体制の構築につながり、転居前後を通じた切れ目のない支援につながる。

8 地域連携上の課題と中核機関の法制化

将来的に市民後見人への交代を行う想定をしていた事案について、交代を検討すべき時期が来た場合や、地域連携ネットワークの関係者が後見人等の不正を把握した場合などにおいて、家庭裁判所と中核機関が **適時・適切に連絡できるしくみ**を整える。（第二期計画4 1頁）

以下のような事案では、**家庭裁判所が福祉・行政等による「チーム形成支援」につなげるに当たり、地域のどの窓口を引き継げばよいか分からない場合がある。**

- ・ ご本人に対する支援体制が整っていないことを理由に、各専門職団体から後見人の受任を断られる場合
→ 裁判所が手を尽くしても、1年以上、新後見人が見つからない事案もある。
- ・ 家庭裁判所が、8050問題など、ご本人を含めたご家庭の課題に気付く場合



「**適時・適切な連絡**」に当たっては、**一方通行ではなく相互に情報が流通することが必要**



中核機関

後見人の不正等に関する連絡など

福祉・行政等による必要な支援体制の構築に向けた取組につなげるための連絡など



家庭裁判所

中核機関が法制化され、**中核機関の役割が明確**になることにより、改めて福祉・行政全体における役割分担も整理され、相談窓口の明確化やその周知が図られ、家庭裁判所との連携もより深まるのではないかと考えられる。

「終わる後見」を踏まえた体制作り

※家裁から中核機関への意見照会等

①必要性の消滅に対する適切な評価

- ☞ 判断能力未回復の場合の終了可能性の容認
- ☞ 本人情報シート等による支援の具体的必要性の評価

②地域の受け入れ体制の確認

- ☞ 福祉等による日常生活支援の確保等の評価

意思決定支援を含む
権利擁護を進めるための
中核機関の役割と実務研修



上越市における中核機関の 現状と今後について

上越市成年後見支援センター

片岡 敏明

上越市の紹介



- ▶ 新潟県の南西部に位置しています。
- ▶ 平成17年に14市町村による合併が行われ、面積は県内2番目、人口は県内3番目となる大きな自治体となりました。

上越市のデータ

- 人口：180,819人（令和6年9月30日時点）
- 面積：973.89 km²

- 65歳以上の人口：61,664人
- 高齢化率：34.03%
- 介護保険第1号被保険者認定者数：12,235人
- 療育手帳所持者数：1,871人
- 精神障害者保健福祉手帳所持者数：2,265人

上越市の中核機関設置の経緯

中核機関設置の以前

- 平成21年度（2009年）～平成22年度（2010年）
 - ・「上越市における持続可能な法人後見設立研究」の実施、調査報告書の作成
 - ・上越市社会福祉協議会が、法人後見を実施するための職員向け研修会
 - ・法人後見事業実施ワーキングの実施（全6回）
 - ・上越市福祉課と成年後見センター設置についての検討 ⇒ この時は設置せず
- 平成23年度（2011年）
 - ・法人後見の実施要綱の作成、各種委員会の設置
 - ・11月 新潟家庭裁判所 後見人候補者名簿へ登録
 - ・2月 受任開始
- 平成29年度（2017年）～平成31年度（2019年）
 - ・上越市主催の自立支援協議会の中に権利擁護部会を設置し、中核機関設置に向けての検討を行う。
 - ・平成31年度に市役所の組織改革が行われ、中核機関の設置はなかった。



中核機関設置に向けて

- 令和4年度（2022年）
秋ごろより、中核機関設置に向けて協議を再開。
- 令和5年度（2023年）
次年度4月より、上越市社会福祉協議会に委託し、設置することが決定。
- 令和6年度（2024年）
4月1日より、上越市成年後見支援センター（中核機関）を上越市社会福祉協議会に委託し開設。

上越市成年後見支援センター（中核機関）の機能及び今年度の活動内容について

中核機関設置の目的

誰もが住み慣れた地域で、尊厳を持って生活を送れるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、相談体制を整えるとともに、成年後見制度の普及啓発や後見人の支援、関係機関の連携強化等の取り組みを推進する。

① 普及・啓発

制度の理解を広めるため、出前講座や相談会を実施する。

- ・成年後見制度、日常生活自立支援事業の説明や具体的な使い方など、要望に合わせて研修会を開催する。
- ・市民向けに成年後見制度や制度に関連する事項の講座を開催する。

●活動内容

成年後見制度に関する講座・研修会の開催

依頼元：上越市 民生・児童委員協議会 地元金融機関 地域包括支援センター 等

実施回数：9回 参加人数：523人

② 相談支援

- ・制度の内容や利用方法など具体的な相談を受け、必要に応じ、関係機関へ繋ぐ。
- ・成年後見制度の利用を前提とせず、権利擁護的な視点でその方が必要な支援を受けられるように相談、支援を行う。

●活動内容

成年後見制度に関する各種相談やケア会議出席、関係機関との調整。

相談延べ回数：68回

③ 後見人支援

- ・後見人および親族後見人の相談を受け、必要な支援を行う。
- ・後見人等と被後見人等との関係調整。
- ・親族後見人に対する家庭裁判所や行政に提出する書類作成の支援。

●活動内容

専門職後見人より被保佐人との関係調整

相談回数：7回

④ 地域連携体制の構築

地域連携ネットワークを構築し、権利擁護支援チームの活動を支援する。

- ・ 利用促進連絡連携会議を通して、関係機関と地域連携ネットワークを構築する。

● 活動内容

8月に利用促進連絡連携会議（ネットワーク協議会）の開催

参加者：弁護士、司法書士、社会福祉士、法人後見実施団体、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、相談支援事業所、精神科病院ワーカー、地元金融機関、家庭裁判所、上越市役所（生保、高齢、障害等の担当課）

令和6年度 上越市成年後見支援センター 実績（延べ件数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
相談延べ件数	7	6	12	11	9	9	14	68

相談支援内容内訳（単位：件） ※重複あり・延べ件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
制度説明	1	1	2	1	1	0	2	8
手続き説明	0	1	2	0	0	2	1	6
利用支援	2	3	5	5	8	2	6	31
任意後見	1	0	0	0	0	0	0	1
後見人支援	3	1	1	2	0	0	0	7
法人後見	0	0	1	0	0	0	2	3
講座等依頼	0	0	1	3	0	5	3	12
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	7	6	12	11	9	9	14	68

周知・啓発活動（上段：件数／下段：人数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
講座実施回数	0	0	0	0	0	0	1	1
講座参加人数	0	0	0	0	0	0	21	21
研修会実施回数	0	1	0	1	2	2	2	8
研修会参加人数	0	20	0	35	160	220	67	502
その他実施回数	0	0	0	0	0	0	0	0
その他参加人数	0	0	0	0	0	0	0	0
実施回数合計	0	1	0	1	2	2	2	9
参加人数合計	0	20	0	35	160	220	67	523

訪問・ケース会議（単位：件）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
訪問	0	1	1	0	0	1	0	3
ケース会議参加	0	0	3	0	1	0	0	4
合計	0	1	4	0	1	1	0	7

上越市における成年後見制度の利用者数

	令和元年 (10月)	令和2年 (6月)	令和3年 (9月)	令和4年 (6月)	令和5年 (10月)	令和6年 (6月)
成年後見	321 (66.7%)	302 (63.7%)	274 (61.1%)	270 (59.2%)	268 (58.7%)	290 (61%)
保佐	130 (27.0%)	133 (28.0%)	136 (30.3%)	140 (30.7%)	142 (31.1%)	146 (30.2%)
補助	27 (5.6%)	35 (7.3%)	35 (7.8%)	43 (9.4%)	43 (9.4%)	44 (9.1%)
任意後見	3 (0.6%)	4 (0.8%)	3 (0.6%)	3 (0.6%)	3 (0.6%)	3 (0.6%)
合計	481 (100%)	474 (100%)	448 (100%)	456 (100%)	456 (100%)	483 (100%)

本人と成年後見人等との関係 (新潟家庭裁判所高田支部管内)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
親族 後見人	20 (22%)	23 (19%)	11 (14%)	7 (11%)	10 (13%)
第三者 後見人	72 (78%)	101 (81%)	68 (86%)	55 (89%)	69 (87%)
選任件数 合計	92 (100%)	124 (100%)	79 (100%)	62 (100%)	79 (100%)

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会
成年後見制度に関する実態把握調査結果より

市長申立ての実績

	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者	3	2	1	3	9
障害者	0	0	0	1	3
合計	3	2	1	4	12

上越市社会福祉協議会の法人後見と 日常生活自立支援事業の利用者数

年度末件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
法人後見	22	24	26	31	30
日常生活 自立支援事業	73	72	68	73	79

中核機関としての今後の課題

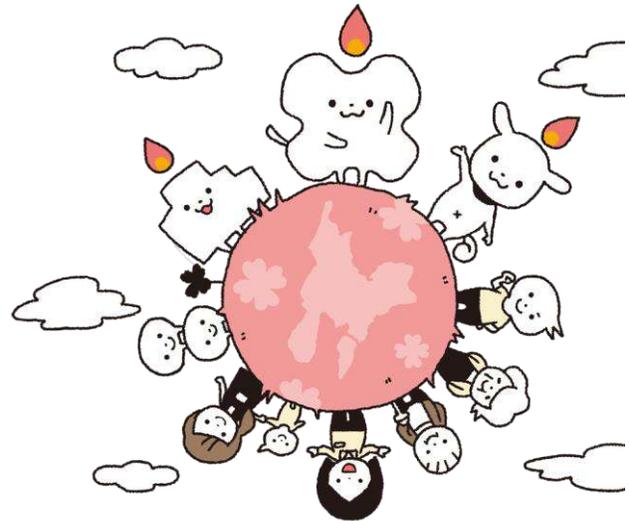
- ① 利用促進連絡連携会議を通じての各機関との連携強化
 - ・ 制度の利用が必要な人の早期発見
 - ・ 本人を見守る「チーム」の支援体制の強化
 - ・ おひとり様問題への対応に向けた関係者や関係機関との連携

- ② 後見の担い手の育成・活動の促進
 - ・ 新たな法人後見の立ち上げ支援
 - ・ 市民後見人（後見支援員）の育成・支援

- ③ 受任者調整（マッチング）機能の確立
 - ・ 受任調整に向けての専門職団体や法人後見団体との連携
 - ・ 課題に応じた受任候補者の調整（申立て前のマッチング）

令和6年11月22日(金)

長岡市における 中核機関の取組みについて



社会福祉法人長岡市社会福祉協議会

長岡市成年後見センター

- 人口 255,746人 (65歳以上人口82,877人)
(R6.11.1時点)
- 高齢化率 32.4%
- 面積 891.05km²・・・本庁及び10の支所地域
 - ・療育手帳所持者数 2,446人
 - ・精神障害者保健福祉手帳所持者数 1,143人
 - ・介護保険第1号被保険者認定者数 14,729人<概数>
(R5.4.1時点)



長岡市の成年後見制度に関する相談体制

高齢者支援

行政担当課：長寿はつらつ課
市長申立て：長岡市高齢者基幹包括支援センター
地区担当：地域包括支援センター
市内11か所（社福法人が受託）

R5年度の市長申し立ての件数

- ・ 高齢者 27件
- ・ 知的障害者 0件
- ・ 精神障害者 2件

障害者支援

行政担当課：福祉課
市長申立て：長岡市障害者基幹相談支援センター
地区担当：相談支援事業所
市内5か所（社福法人が受託）

R5年度の成年後見制度利用支援事業の件数

- ・ 高齢者を対象とした申立費用助成 1件
報酬助成 87件
- ・ 障害者を対象とした申立費用助成 0件
報酬助成 30件

長岡市社会福祉協議会について

○本部事務局

総務課・地域福祉課・ボランティアセンター・介護サービス課・**権利擁護支援課**

○10支所での事業実施

地域福祉事業及び介護サービス事業

権利擁護支援課

- ・ H29年11月に権利擁護に関する身近な相談窓口として開設
- ・ 地域福祉課から日常生活自立支援事業の担当に
- ・ H29年12月に法人後見等名簿に登録し、法人後見事業を開始

✚ 法人後見受任延べ45件（活動中31件）
　　＜後見26件・保佐13件・補助6件＞
✚ 日自契約者86件

（R6. 10末時点）

法人後見支援員3名、日常生活自立支援事業の生活支援員69名の協力を得ながら支援しています



○長岡市では上位計画である地域福祉計画において長岡市成年後見制度利用促進基本計画を策定し制度を利用しやすい体制整備に取り組んでいる

地域（住民や支援者）

- ・ 権利擁護が必要な人の発見と相談

長岡市

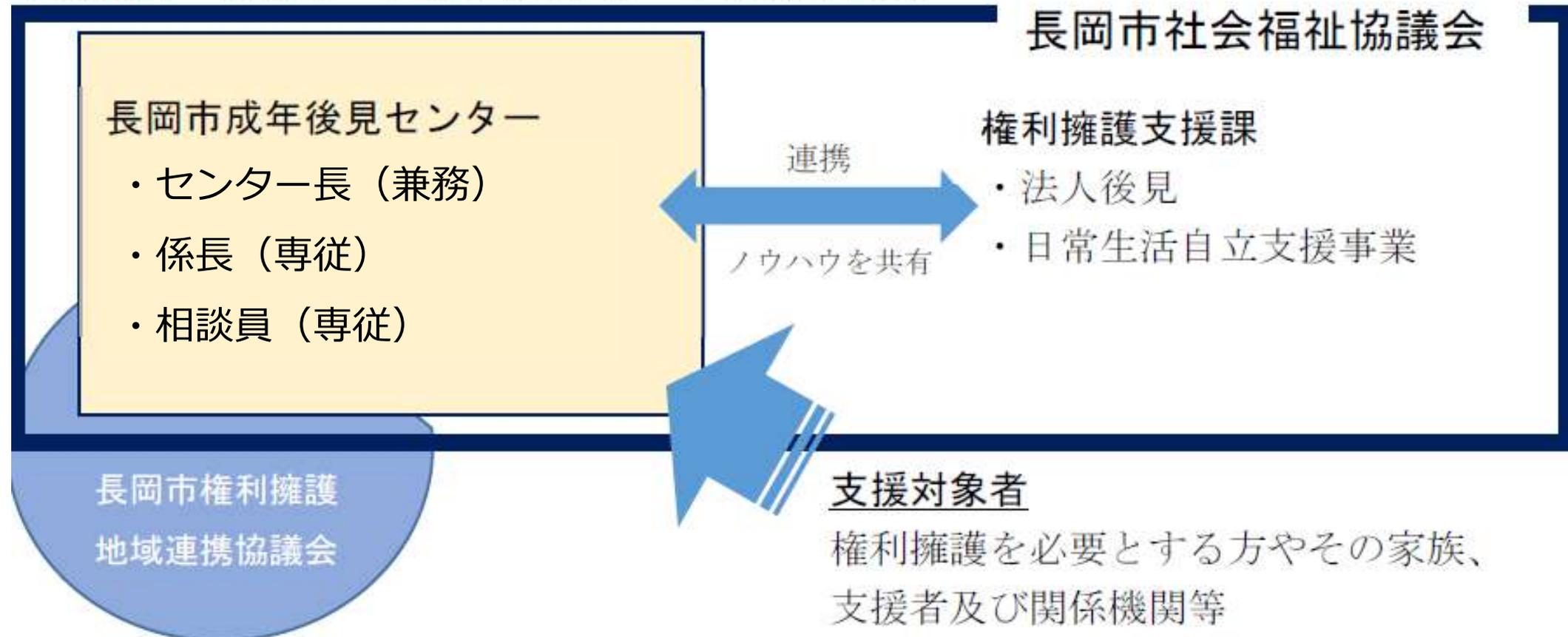
- ・ 地域連携ネットワークの体制整備
- ・ 地域連携ネットワークの中核機関
- ・ 法定後見制度利用支援事業の実施
- ・ 法人後見の支援

長岡市社協

- ・ 権利擁護に関する総合相談支援
- ・ 成年後見制度の普及啓発
- ・ 法人後見の受任
- ・ 日常生活自立支援事業の実施
- ・ 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行

- ・ R4年10月から社協が受託運営（所管：長岡市福祉総務課）
- ・ 中核機関を担い、長岡市と協議会を協働運営する

○月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分



①権利擁護に関する相談支援

- 昨年度・・・633件、今年度（10月末まで）・・・488件
- 一般の住民、関係機関からの相談対応
- 制度ありきの相談ではなく情報を収集し、他の制度やサービスの利用についても検討
（例）日常生活自立支援事業の利用、他窓口の紹介や引継
- 成年後見制度の概要を説明し、メリット及び注意点について理解していただく
- 本人が中心の申立て、本人及び親族が「こんなはずでは・・・」とならない制度利用へ
 - ・親族が申立てを行い、後見人になりたい！
 - ・財産や家庭内不和から難しいのではないかと伝えるケースもある
- 集約された情報や課題を地域課題として協議しながら必要な取り組みへ

②成年後見制度の普及・啓発

○制度の正しい理解を進めるため研修会等を実施

- ・福祉関係者や地域住民が正しく制度を理解していることが、制度の利用促進に繋がる

○一般向け及び福祉関係者向けに年2回ずつ昨年度実施

→今年度も各2回計画

R5年度

一般向け

9月「成年後見制度の基礎について」講師：当センター職員

3月「相続手続きの基礎」講師：司法書士

福祉関係者向け

10月「成年後見制度の基礎～成年後見人の活動事例から～」講師：司法書士

2月「成年後見制度の利用開始前から後見人選任後における支援者の関わり」

講師：社会福祉士

○主催だけでなく依頼をいただき講師を派遣

- ・（例）高齢・障害事業所職員、保護者会等の当事者団体、民生・児童委員協議会、金融機関
- ・成年後見制度のみではなく権利擁護、終活、意思決定支援についてもできる範囲で対応

③地域連携体制の構築

長岡市権利擁護地域連携協議会（市と社協の協働運営）

成年後見制度をはじめとする権利擁護支援における司法・医療・福祉等の地域連携体制を構築し、意見交換、協議及び市への提言等を行う。

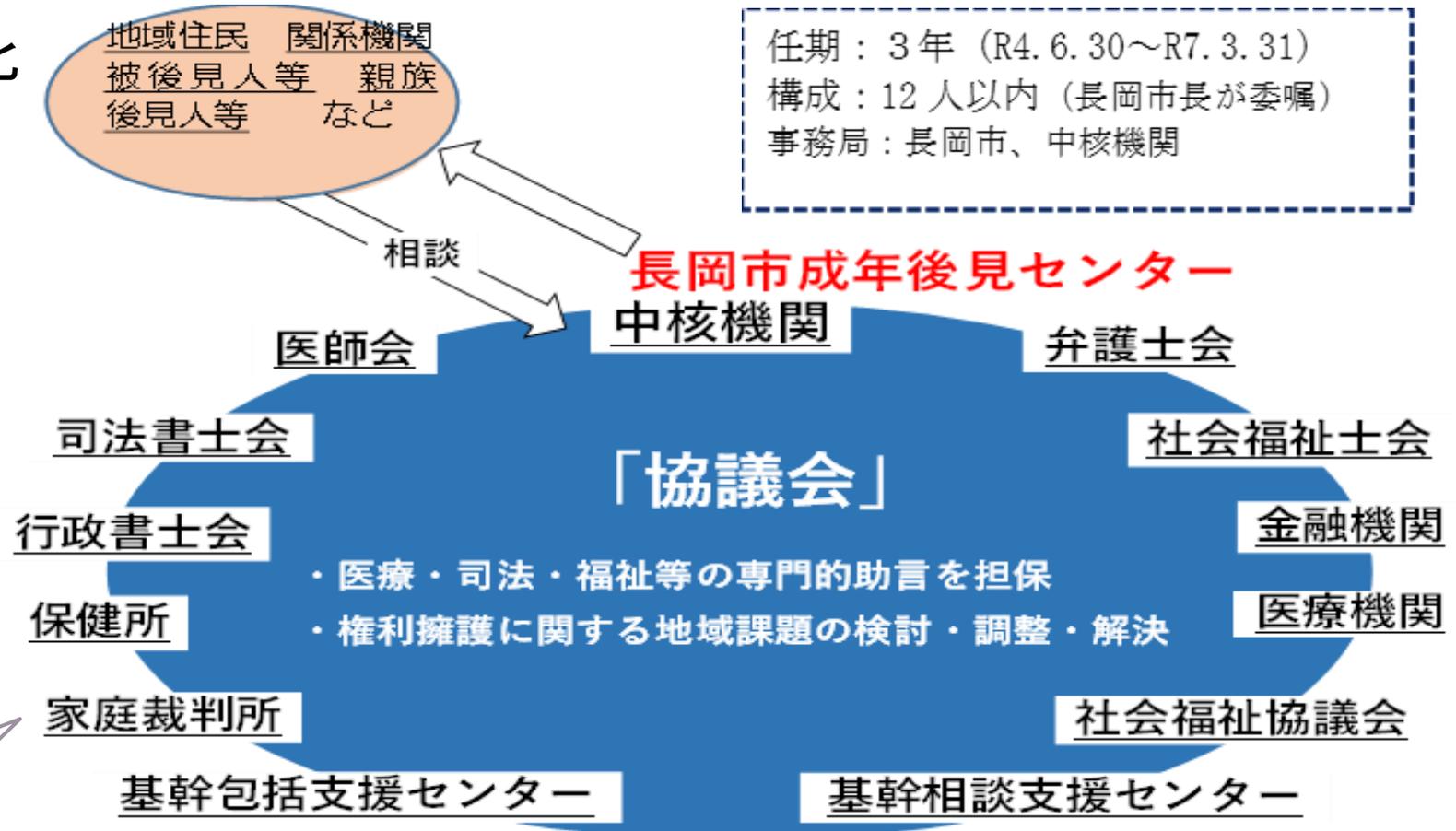
○地域連携ネットワークの強化

○家庭裁判所との情報交換

○司法専門職との連携強化

中核機関としての協議の場を持ちながら、行政、司法、福祉、家裁等の連携体制を整え成年後見制度の利用促進及び権利擁護支援を充実させる

家庭裁判所は
オブザーバー参加



④成年後見の申立て手続きの支援

○申立てを誰が行うか

- ・書類の作成は福祉関係者に依頼するものや、見慣れないもの等があり難しい
- ・書類作成にかかわる福祉支援者についても見慣れていない

○適切に申立てできるように書類の説明や記載時の助言

- ・必要に応じて関係者との調整し、支援者で担う書類の役割分担

○親族に申立て人がおらず、本人も申立て人になれない場合は市長申立ての相談

- ・65歳以上は高齢者基幹包括支援センター、地区担当の地域包括支援センター等と調整
- ・65歳以下は障害者基幹相談支援センター、地区担当の相談支援事業所等と調整

○弁護士、司法書士に代理作成を依頼したい場合はリストの提供

- ・必要に応じて顔つなぎまで同行
- ・費用は10万円～が多いが収入に応じて民事法律扶助（法テラス）の活用も可
- ・当センターでは申立て書の代理作成は行わない（非弁・非司行為になる可能性）
- ・本人申立てを支援者として支えることはできるが、難しければ法律職か市長申立てを検討

⑤後見人等に対する支援

○長岡地域の後見人受任者の割合（R5. 6. 30現在の家裁提供資料より）

- ・ 専門職（約75%）、専門職以外（約25%）

○親族が安心して受任できるような支援体制の確保

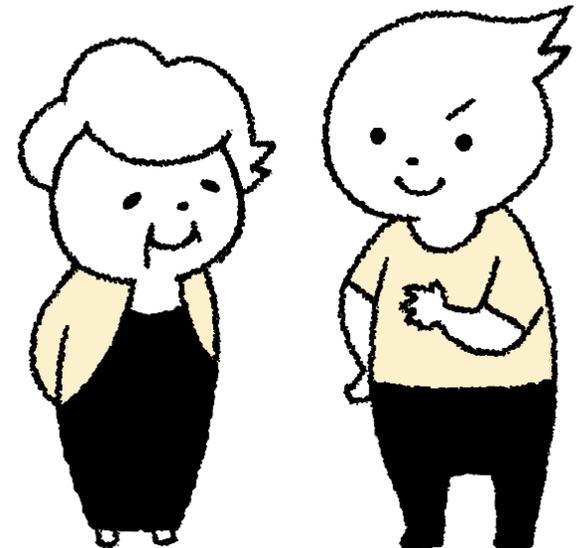
- ・ 障害を持つ子どもの親、認知症の父母に利用したい子どもなど後見制度の利用希望あり
- ・ 報告書類等の実務に対して相談できる場所として

○専門職が受任してほしいケースなのに選任に時間がかかっている

- ・ 担い手がそもそも足りない
 - ・ 困難ケースの対応が難しい
- チーム形成支援から本人支援の体制整備（後見人の役割確認と負担減）

「後見人の集い」のような場

申立て前の情報整理、支援チーム構築の場



⑥権利擁護支援の担い手の育成

○成年後見制度の担い手確保

- ・ 専門職への働きかけ、親族への支援、市民後見人などの新しい受け皿育成

○長岡市版の市民後見人誕生を目指して

- ・ 権利擁護支援者養成講座基礎編Ⅰ、Ⅱの実施（各2日間構成）

特定非営利活動法人地域共生政策自治体連携機構が示す市民後見人養成のための基本カリキュラムの基礎研修（25単位）をベースにして長岡版に科目構成

- ①基礎編Ⅰ修了者→日常生活自立支援事業の生活支援員レベル
- ②基礎編Ⅱ修了者→長岡市社協の実施する法人後見の支援員レベル

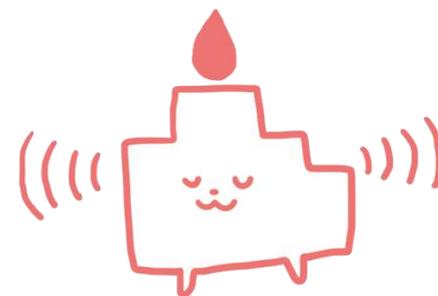
👉講師陣は行政及び協議会委員を中心に依頼

- ・ 支援員の活動をフォローし、意思決定支援及び財産管理等の実務習得を目標に育成

⑦ ケース会議等の実施

- 弁護士、司法書士、社会福祉士、高齢者基幹包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、事務局として市福祉総務課、成年後見センターを中心に必要時に開催
- 成年後見制度の申立てにおいて候補者像を協議
 - ・ どのような課題があり、どのような対応が必要か整理
 - ・ そもそも成年後見制度の利用が適切か、成年後見センターの対応が適切かを含めて検討
- 権利擁護支援の方針検討
 - ・ 本人の状況、どのような支援者がいるか、課題を整理しながら必要な支援を検討
 - ・ 成年後見制度の利用が適切かどうか、法的課題に対してどのような対応ができるか

今後ケース検討会議を強化し、受任者調整という名目で、申立て時に適切な候補者を推薦できる仕組みを目指したい・・・



成年後見制度の利用前

- ・ 各機関との役割整理が良くも悪くもあいまい
- ・ 成年後見制度の利用が適切かどうか見極めるための情報収集、本人との接点の持ち方
- ・ 中核機関としての地域連携ネットワーク体制づくり

申立て準備から後見人等の選任まで

- ・ 受任調整まで関与できていない
- ・ 各専門職が困難ケースに対応する余裕がない状況についての取組み
→ 専門職団体に流す情報整理、申立て前の課題整理
- ・ 困難ケースに対しての動き（本人説得？ サービス導入？ 法的課題の整理？）

後見人等の選任後

- ・ 被後見人からの苦情に対してどこまで関わるか
- ・ 後見人支援への具体的な取組み

① 関係機関と相互理解を深めながら、権利擁護支援に関する方針検討の場を作る

- ・ 法律、福祉、医療等様々な視点からの助言体制確保
- ・ 意思決定支援の充実、本人を置き去りにしない支援
- ・ 身寄がない方への支援



② 後見人選任に関して中核機関としての役割を持つ

- ・ 受任者調整の実現に向けた各団体との調整
- ・ 受任候補者が必要とする情報の提供、課題整理



中核機関だけでなく
地域連携ネットワークに関わる
みんなで取組むこと！

③ 長岡市としての市民後見人養成

- ・ 中核機関、社協がバックアップする形での市民後見人を目指す
- ・ 生活支援員→法人後見支援員を経験しながら安心して任せられる後見人へ・・・



走りながらスピード感を持ってやることも大事だが・・・
丁寧に土台を作りながら少しずつ機能強化に取り組んでいきます



ご清聴
ありがとうございました



権利擁護支援課 イメージキャラクター
トモニン君

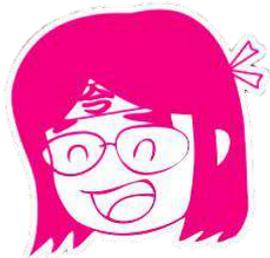
地域に根差した権利擁護支援 ～知多地域の中核機関の事例から～

2024年11月22日

NPO法人 知多地域権利擁護支援センター 理事長

全国権利擁護支援ネットワーク 事務局長

今井 友乃



知多地域に成年後見センターが設立された背景

親に先立たれ、グループホームで暮らす
知的障害の若者

親が癌で余命半年という事態発生！
いわゆる、障害者の親亡き後の問題である

という事態解決に動き出したのが始まりである。

誰もが安心して地域で自分らしく生きるためには
成年後見制度が必要である

それでは、誰が後見人になるの？

名古屋の弁護士事務所へ相談に行く

※GH(グループホーム)

がんの母親、知的障害の本人、NPOの代表、NPOの事務局長(私)、
GHを経営する組織の代表、GHの世話人の6人で行った。

本人の生活をよく知っている生活支援事業所がふさわしいのか？

本人と利益相反の関係にある



後見人にはふさわしくない

後見人は弁護士など専門家がふさわしいのか？

あまりお金がないのに・・・



後見人にはふさわしくない

若者が人生を全うするまで個人で支えるのか？

責任が重大である。途中で自分が先に亡くなるかもこともありうる。



後見人にはふさわしくない

それでは誰が後見人にふさわしいのか？

継続性・複数の目での
監視体制



個人より法人

利益相反の考え方



福祉の直接サービス
をしていない団体

どこを成年後見の受け皿とするか？

- 法人格を持った団体
- 福祉の直接サービスを行っていない団体
- 福祉のことに精通している団体



ちょうどいい団体があった

NPOの中間支援団体

特定非営利活動法人 地域福祉サポートちた

(知的障害の若者が住むGHを運営している組織が相談を持ちかけた団体)

知多地域における法人後見のスタート

取り組みと課題から成年後見センター設立に向けて

年度	月	事実・進行状況	環境づくり・イベント
2003	9	知的障害者の生活支援を行っているNPOから、地域福祉サポートちたに相談が入る	
	10	名古屋の弁護士事務所に相談に行く	
	12	名古屋家庭裁判所へ申立をする	
	1		学習会「成年後見について考える」 講師：NPO法人東濃成年後見センター 山田隆司
2004	7	審判がおりる	
	7	知多地域の市町の福祉課に成年後見について必要性の話をする	講演「成年後見制度について」 主催：障害の親の会（県内）
	8		学習会「成年後見・第三者評価」 講師：弁護士等
2005	4		一年間にわたり、8回の学習会を開き、弁護士、先進事例の実践者等を招き、行政・住民に成年後見センターの必要性を周知した。
	6	知多地域の市町の福祉課に成年後見について資金援助のお願いをする	
	3		

年度	月	事実・進行状況	環境づくり・イベント
2006	9	知多圏域の障害の課長会で法人後見の説明をして、資金援助のお願いをする	県内、4か所ほどで講演を依頼され、知多地域での法人後見の実態を話す。
	3	バス視察ツアーの実施(先進地 東濃成年後見センターへ)知多市福祉課長の声掛けで、知多地域の全市町の福祉課職員とNPOと社会福祉協議会が一緒に。	
2007	5	知多地域高齢者・障害者担当課長調整会議が5月に行われる。	県内外、4か所での講演依頼で、必要性を伝える
	6	これより、「5市5町成年後見利用促進事業調整会議等が、8回行われる。担当者、課長、部長それぞれの階級での会議が行われた。この中に、NPOと社協がオブザーバー参加した。	
	7		
	8		「安心安全なまちづくりフォーラム」行政・住民に対する啓発フォーラム、機運を高めるため。講師：佐藤彰一、上田晴男、山田隆司等
	9		
	10		
	11		
	1	NPO法人知多地域成年後見センター設立	
	2	議会で4月からの委託が決定	

知多地域 権利擁護支援センターの体制

1 成年後見センターの設立と概要

NPO法人＋社会福祉協議会⇒NPO法人知多地域成年後見センター
(現在 知多地域権利擁護支援センター)

(1) 特定非営利活動法人（NPO法人）として

- 平成19年11月 認可申請
- 平成20年 1月 認証
- 平成20年 2月 法人登記
- 平成20年 4月 本格的に事業展開
- 令和4年 4月

知多地域権利擁護支援センターと名称変更
同時に中核機関として設置される。

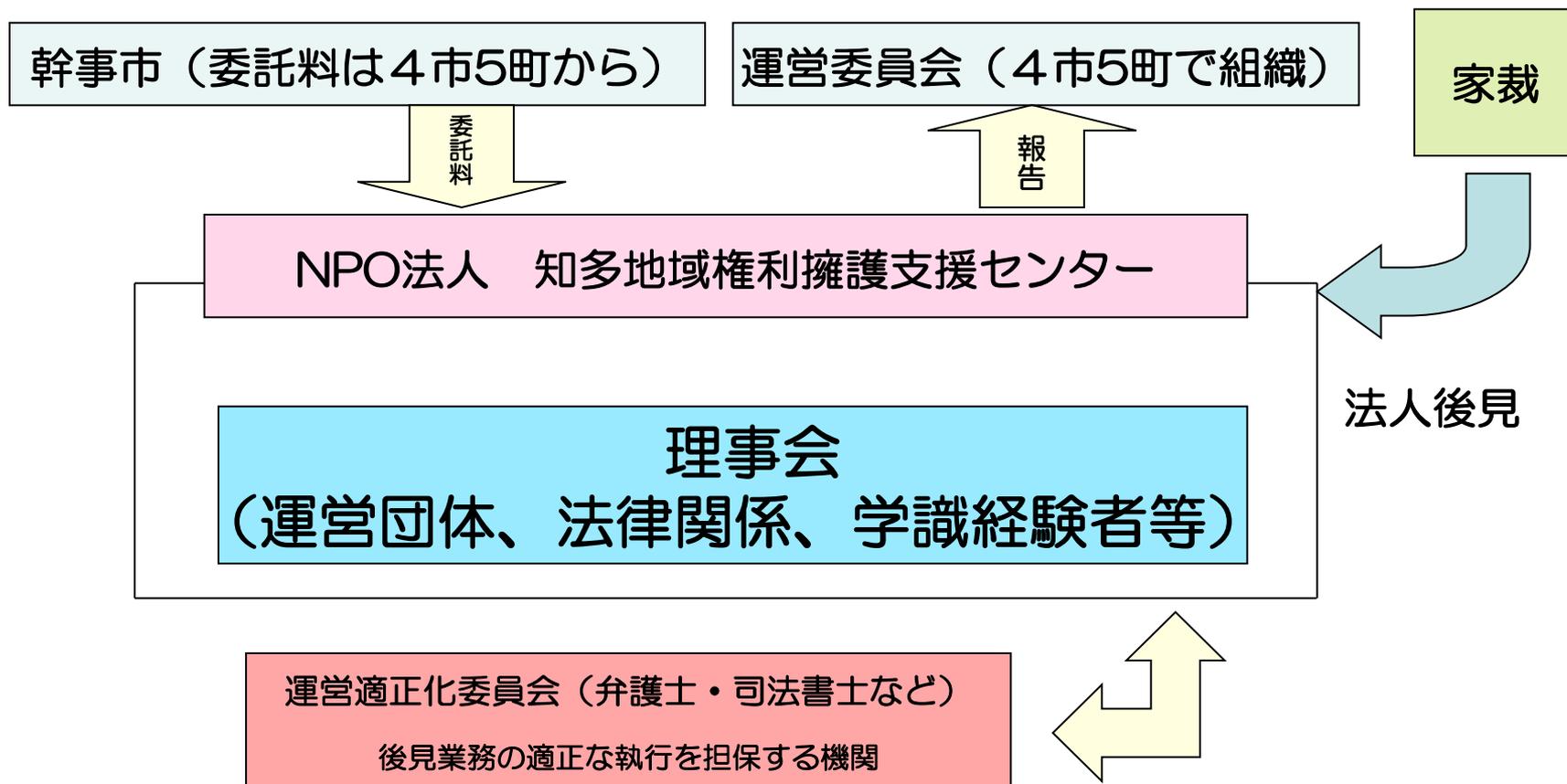
(2) 財源

- NPO法人としての会費
- 知多管内5市5町からの委託料 2,500万円（初年度）
2,800万円（3年目より） 3,200万円（5年目より）
3,900万円（7年目より） 4,500万円（9年目より）
5,400万円（11年目より） 6,000万円（13年目より）
4市5町に変更 6,300万円（15年目より）
6,700万円（17年目より）

(3) 職員体制

- 正規職員 8名 (社会福祉士等 男4、女4)
緊急電話当番制 24時間、365日体制 一応土日祝休み、夏、正月休暇あり、公務員並みの給与
- 非正規職員 47名配置 (月1回から週5日まで)
(資格は問わず、信用性が担保できる人物)

(4) 体制図



知多地域権利擁護支援センターの 業務と現状

1 知多地域権利擁護支援センターの主な業務

(1) 中核機関

- 成年後見制度に関する相談、後見人支援、弁護士、司法書士などへのケース紹介、地域連携ネットワーク整備、権利擁護支援に関する専門相談、普及啓発
(虐待、差別、身寄り問題、成年後見人等受任候補者の推薦など)
- 一般市民を対象とした、地域福祉やまちづくりに結びつく人材育成
- 権利擁護支援に関する研修の開催
- 行政や各種福祉事業者向けの専門研修の開催

(2) 法人後見

- 多問題家族、虐待、生活困窮者世帯などの処遇困難者を対象とした受任(知多半島のセーフティネット)

法人後見受任の現状

- 受任件数（令和6年3月末現在）※()内は死亡者を含む総数
 - 後見類型... 341件（810件）
 - 保佐類型... 218件（384件）
 - 補助類型... 55件（93件）

	後 見					保 佐					補 助					合 計
	認知症	知的	精神	その他	計	認知症	知的	精神	その他	計	認知症	知的	精神	その他	計	
在宅	47	41	15	0	103	47	43	37	2	129	11	11	10	2	34	266
病院 ・ 施設	107	66	48	17	238	28	27	28	6	89	4	6	6	5	21	348
合計	154	107	63	17	341	75	70	65	8	218	15	17	16	7	55	614

- 出前講座

関係団体

- 行政職員研修

毎年2回 行政職員向けの講座

(対象が、福祉課、税務課、市営住宅関係、水道課、
行政が委託している包括支援センター、
障害者相談支援センター等)

- フォーラム等の開催

成年後見講演 専門学校講師 渡邊哲雄氏

成年後見講談 講談師 神田織音氏

成年後見落語 落語家 桂ひな太郎氏

成年後見寸劇 当法人の関係者による劇

成年後見クイズ 関係者全員

- 年間相談件数

828件

知多地域成権利擁護支援センター の特徴

1 NPO法人、社会福祉協議会、行政の協働事業

(1) 全国的にも珍しい展開

2 知多管内4市5町行政の広域的な事業受託

(1) 単独市町として実施困難な事業実施が可能

(2) 成年後見関係を含め権利擁護関係の無料相談も可能

(3) 委託料により、職員の身分も財政的に保障される

3 運営委員会の開催

- (1) 知多管内4市5町の福祉行政担当者と構成
- (2) 定期的な開催（年4回開催予定）
- (3) 委託事業の業務をチェック

4 運営適正化委員会の開催

- (1) 愛知県弁護士会 高齢者障がい者総合支援センター
アイズ 推薦の弁護士、
成年後見センター リーガルサポート 愛知支部推薦の司法書士、
愛知県社会福祉士会推薦の社会福祉士、
愛知県精神福祉士協会推薦の精神保健福祉士 で構成
- (2) 定期的な開催（年4回開催予定）
- (3) 後見業務等のチェック
- (4) 受任調整会議の機能を付加

5、知多地域権利擁護支援センター職員が 知多4市5町で各種の委員を務める

- 障害者地域自立支援協議会
- 虐待防止連絡協議会
- 地域福祉計画策定委員
- 障害者福祉計画策定委員

これらの、委員会に関わることで
地域に権利擁護の意識を根付かせる
きっかけになる。

6、職員の内部研修と外部研修、 積極的な研修会・啓発活動の実施

地域・外部に向けての研修

定期的開催

- ①成年後見サポーター研修
- ②権利擁護サポーター講座
- ③ろうスクール
- ④成年後見制度 専門支援員養成研修
- ⑤成年後見フォーラム
- ⑥行政職員研修
- ⑦事業所セミナー

不定期な開催

- ①多職種連携ファシリテーション講座
- ②成年後見制度実務者連絡会
- ③身元保証を考える研修会
- ④終末期の医療を考える研修会
- ⑤虐待防止研修

成年後見サポーター研修講座

日 程	6月14日～7月19日	毎週
	金曜日	全6
回		
時 間	13:30～16:00	
会 場	武豊町中央公民館2F	視聴覚室
	受講料	1,000円
		(全6回分)
対 象	高齢者・障害者福祉に関心のある方 成年後見制度について知りたい方、 後見事業について関わりたい方など	
定 員	30名(先着順)	

○● 日程と科目 ●○

6月14日(金)

- ◆成年後見概論
- ◆柴田将人氏(愛知県弁護士会弁護士)

6月21日(金)

- ◆高齢者・障害者の権利侵害の現状
- ◆山田隆司氏(NPO法人東濃成年後見センター事務局長)

6月28日(金)

- ◆法定後見の申し立て手続き
- ◆前本好江氏(前本社会福祉士相談室)

7月5日(金)

- ◆財産管理と身上監護Ⅰ
- ◆鈴木直幸氏(司法書士)

7月12日(金)

- ◆財産管理と身上監護Ⅱ
- ◆板野珠実
- (NPO法人知多地域成年後見センタースタッフ)

7月19日(金)

- ◆後見人の実務
- ◆今井友乃(NPO法人知多地域成年後見センター事務局長)

成年後見制度とは？

認知症の高齢者、また知的障害や精神障害で判断能力が不十分な方々の権利や財産を守る制度です。

しかし、どのような制度か、どう利用すればいいのか？

十分には知られていないのが現状です。

申込み・問合せは
裏面をご覧ください

2019年度

じぶんのことは、じぶんできめる！

受講
無料

権利擁護サポーター講座

認知症になっても、障がいがあっても、地域で自分らしく生きていくためのお手伝いに必要な、基本的な知識を学ぶ全9回の講座です。

定員
40

日程 9月6日～11月22日

毎週金曜日 全9回

時間 13:30～16:30

	日程	講座内容
第1回	9月6日	地域でできること
第2回	9月13日	インタビューゲーム
第3回	9月20日	障がい等理解
第4回	9月27日	日常生活自立支援事業の概要と実態
第5回	10月4日	成年後見制度の概要と実態
第6回	10月11日	先輩の声
第7回	10月15日 ↓ 11月15日	同行訪問 (権利擁護の支援を利用して いる現場に出て学びます)
	11月22日	ふりかえり

会場 美浜町生涯学習センター
研修室



住所: 美浜町大字北方字十二谷125 TEL: 0569-82-6464

◆車の場合◆ 南知多道路・美浜ICより西へ500m

◆公共交通機関の場合
巡回ミニバス行ってきたバス自然号
図書館下車すぐ

申込書

TEL・FAX・メールでお申し込みください。

知多地域成年後見センター
TEL (0562) 39-2663
FAX (0562) 39-2667

(ふりがな) 氏名		性別	男・女
生年月日		TEL	
住所			

主催：特定非営利活動法人 知多地域成年後見センター

協賛：社会福祉法人 美浜町社会福祉協議会
大府市社会福祉協議会
半田市社会福祉協議会
東浦町社会福祉協議会

阿久比町社会福祉協議会
知多市社会福祉協議会
武豊町社会福祉協議会

東海市社会福祉協議会
常滑市社会福祉協議会
南知多町社会福祉協議会

今だからこそ学びたい、
人生に本当に役立つ学校が始まります！

知多半島 ろうスクール

2019 in 美浜



「知多半島ろうスクール」は、人生のさいごまで、後悔しないで笑顔で暮らすための
自分らしい生き方・老い方(老)と、
生活を守るための制度や法律(Law)を学ぶ学校です！

自分や家族が病気になったら？ 認知症になったら？
相続ってどうするといいの？ 遺言は、書いた方がいいの？ 自分のお墓はどうしよう…？

大切なことなのに、普段は聞きづらい色々なこと。
仲間と一緒に、楽しく、自分の人生のために学んでみませんか？



知多半島ろうスクール

開講日：10月10日（木）～11月21日（木）の毎週木曜日

全7回 13:00～16:30

※10月31日（木）については9:30～16:30

場所：美浜町生涯学習センター （知多郡美浜町北方十二谷）

学費：入学金 2000円

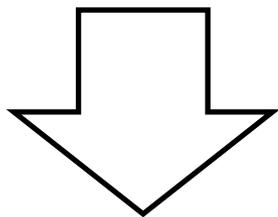
各講座1回につき1000円

※講師陣は弁護士・行政職員・福祉施設職員など各分野
の専門職をそろえております

知多地域での取り組み

第1期知多地域成年後見制度利用促進計画

「権利擁護支援」をさらに充実させ、住み慣れた地域で支え合いながら、地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指すため、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、第1期知多地域成年後見制度利用促進計画を策定した。



知多地域権利擁護支援センターが行ってきた実践から今後この地域に必要なことを計画立てて行います



後見人として仕事の内容に含まれないこと

- ・医療同意
- ・入院・入所の身元引受人、身元保証人
- ・介護や看護の事実行為
 - 食事・排泄・入浴の介助
 - 毎日の買い物支援
 - 家事労働
 - 外出支援・送迎など

当センターは、事実行為をすることもある



行政の委託があるからできる

知多地域権利擁護支援センターが 対象としている人たち

- 判断能力が欠けている人たち
- 高齢者・障害者と言われる人たち
- 住むところに困っている人たち
- お金に困っている人たち
- 食べることに困っている人たち
- 仕事がうまくいかず困っている人たち
- 何かに困っている人たち

知多地域権利擁護支援センターの かかわり方

- そもそも、相談は断らない。それなりのところにつなぐ。
- 本人が困ると、困らないように動く。
- 24時間、365日の稼働体制
- 本人との付き合いは、死ぬまで続く
- そもそも、判断能力が欠けている人達であるが、意思はあるので、寄り添いながら動くしかない
- 寄り添うって何？

成年後見の現場から見えること

- 命がある限り辞めることができません。
- 人は人を助けられるほど偉くありません。
- 自分ひとりでできることはあまりありません。
助け合うことが大切です。
- 他人の気持ちはわかりません。わかろうとすることが大切です。
- 人に頼ることが大切です。

支援で気をつけていること

- ・本人を追いつめない
- ・本人に困ってもらう
- ・代わりに、問題を解決しない

主役は本人→**自分で決める**を応援するのみ

- ・つかず離れずの関係性を保つ

権利擁護支援は、まちづくり

- ・権利擁護支援が必要な人には、身近な支援が必要
- ・専門家がかかわるだけでは、充分ではない
- ・人材不足→自分達の街、地域は自分達で何とかする

知多地域権利擁護支援センターが 支援をしていくうえで大切にしている事①

- ・本人が中心の支援 本人にとってどうかの基準

知多地域権利擁護支援センターは素人の集団。

センターの専門性とは、地域生活のプロ

私たちは何を支援すべきか？財産を守る？

人としての尊厳を護ること。

答えはない。本人と一緒に悩む、考える。

破たんとともに歩む。

見捨てない。支援は命ある限り続きます。

知多地域権利擁護支援センターが 支援をしていくうえで大切にしている事②

- ・成年後見制度を使ったからと言って生活が窮屈にならないように、
考える

地域の中に支援者を増やす、本人の応援団を増やす。

自分の正義を押し通すことを前面に出さない。

正義を通した時の本人の状況を考える。

私たちは管理者か指導者か？

いえいえ、そんな立場ではありません。

三人寄れば文殊の知恵と申します。

たくさんの人に相談しましょう。